

REPORT2021

のとさん



のと共栄信用金庫

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



目次

< 地域貢献ディスクロージャー >.....	2	16. 信用リスク削減手法に関する事項	27
< 概況及び組織 >		17. 市場リスクに関する事項	27
1. 基本理念	8	18. 流動性リスクに関する事項	28
2. 行動指針	8	19. オペレーショナル・リスクに関する事項	28
3. 事業の組織図と役員・執行役員一覧	9	20. 金利リスクに関する事項	29
4. 事業の概況	10	21. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項	29
5. 主要な事業の内容	12	22. 証券化エクスポージャーに関する事項	30
6. 内部管理基本方針	13	23. 株式等エクスポージャーに関する事項	31
7. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み	14	24. リスク管理債権等の状況	32
8. コンプライアンス（法令等遵守）体制	16	25. 金融再生法に基づく開示債権	33
9. お客様の個人情報保護について	16	26. 総代会	34
10. 苦情処理措置・紛争解決措置等のご案内	18	27. 役職員の報酬体系	36
11. 反社会的勢力の取引遮断について	19	28. あゆみ	37
12. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する取組み	20	29. 店舗のごあんない	40
13. リスク管理体制に関する事項	21	30. 店舗外現金自動機コーナーのごあんない	40
14. 自己資本に関する事項	21	31. 手数料一覧	41
15. 信用リスクに関する事項	24	< 資料編 > 目次	46

ごあいさつ

さわやかな初夏の季節を迎え、皆さまには益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は私ども「のとしん」に対し格別のご愛顧とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年も当金庫の現況についてより深いご理解をいただくため「REPORT2021 のとしん」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

令和2年度は国が4月に発出した緊急事態宣言から始まり、感染から沈静、沈静から再拡大を繰り返すなど、年度を通してコロナ禍に始まりコロナ禍の中で終わった感がありました。特に人の交流が減り、宿泊業や飲食業をはじめ多くの企業の方に大きな影響を与えていますが、のとしんは、お客さまが困っていらっしゃる時にこそお役にたつ信用金庫でありたいとの思いから、従来以上にお客さまの様々なご要望、例えば補助金の申請支援等に対し、きめ細かく対応していきたいと考えます。また、今回のコロナ禍のなかで在宅勤務や働き方の変容、新生活様式への対応が求められ、それらの大きなデジタル化への変化に対応できなければ金庫としても生き残れない、それらを十全に活用できてこそ、お客さまに新しいサービスの提供や地域の魅力向上、その情報発信強化が可能になるのだと思います。

さて当金庫の令和2年度の決算は、預金残高325,427百万円、貸出金残高181,959百万円となりました。また自己資本比率は13.34%と必要な国内基準4%を大幅に上回っています。一方、収益面では本業益であるコア業務純益が前期比164百万円増の588百万円となりましたが、経常収益は前期比87百万円減の4,147百万円となりました。また、営業店の店舗統廃合等により経費の削減を行った外、資金運用の高度化に努めた一方で、コロナ禍による信用コストの増加に予防的に対応したことから、経常利益は前期比34百万円増の234百万円と減収増益となりました。

コロナウイルスの状況は依然予断を許しませんが、ワクチン接種の進展とともに前方に明かりが見えてきた感もあります。一方で気候変動や人口減少をはじめ地域を取り巻く環境は厳しさを増すこともあって、当金庫が担うべき役割はますます重要なものとなると思われませんが、地域金融機関の使命、地域経済を全力で支え、お客さまのために奉仕するという基本理念を忘れることなく、この金融変革時代に役職員一丸となって立ち向かっていく所存です。「疾風勁草」

何卒、皆さまにはより一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げ、ご挨拶といたします。

令和3年7月

理事長 鈴木正俊



のとしんと地域社会

■ のとしんが考える地域貢献について

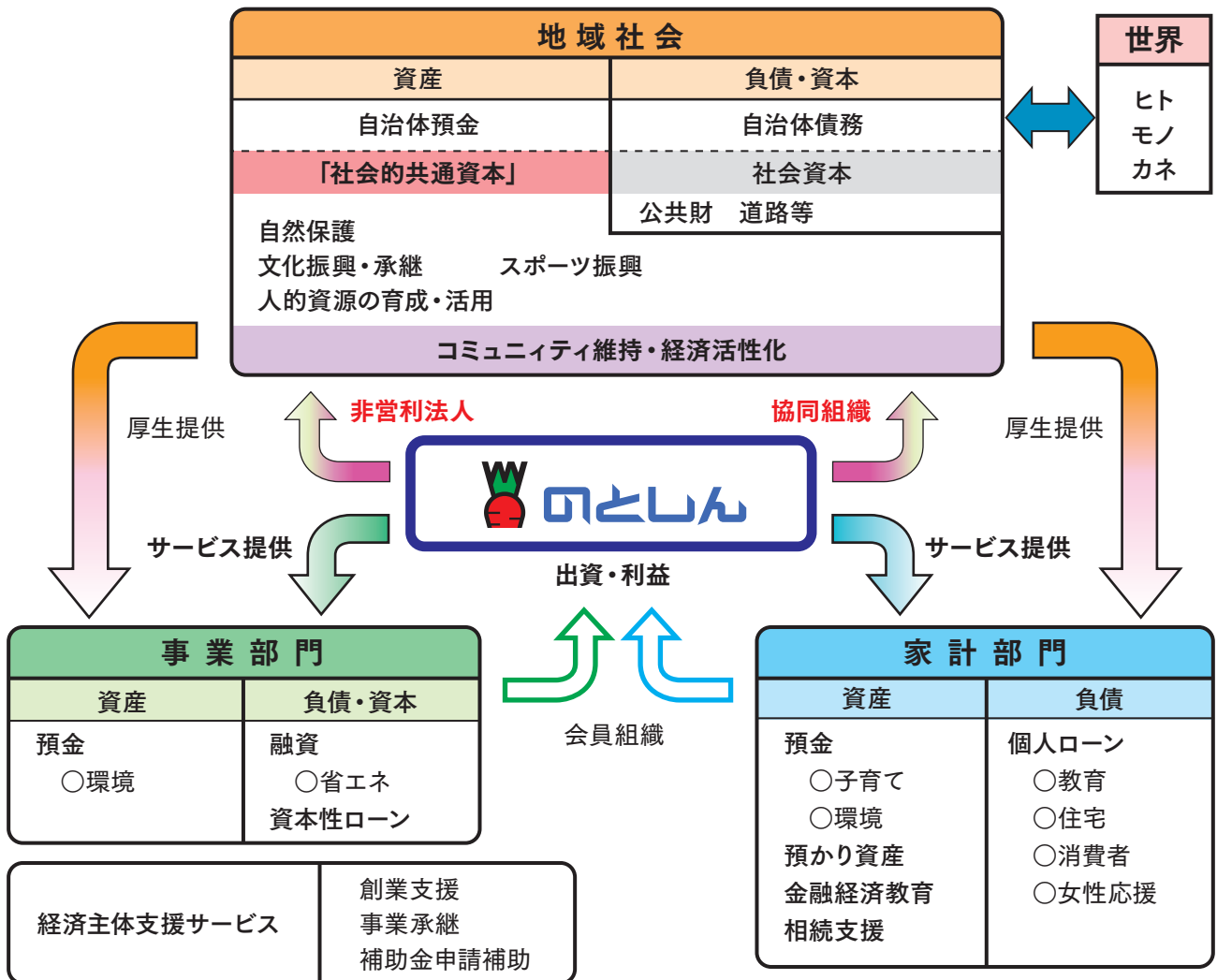
のとしんは、能登・金沢地域を事業区域として、地元の中小事業者や住民の皆様が会員となって、お互いに助け合い、発展していくことを共通の目的として運営されている相互扶助を理念とする金融機関です。

お客様の大切な資金をお預かりし、地元で資金を必要とするお客様にご融資を行うとともに、各種の経営支援を行っております。またお客様の資産形成に資することによって、地元の事業や生活の繁栄へのお手伝いをするとともに、地域社会の一員として中小事業者や住民の皆様と強いきずなで結ばれたネットワークを形成し、地域経済の持続的な発展に努めております。

また、これらの金融機能以外にも地域の「社会的共通資本」ともいうべき「自然保護」や「文化振興・承継」及び「人的資源の育成」、「地域コミュニティの維持」等を通じて、地域社会の維持・発展に貢献していきたいと考えます。

すなわち、のとしんは、地域社会の維持・発展を目的とする、金融を核としたサービス(厚生)を提供できる共同組織を目指しております。

地域社会の維持・発展を目的とする 金融を核としたサービス業



お金を貸す前に知恵を貸す(課題解決型、提案型営業)

あんがと営業(顧客本位の業務運営)

森を育てる(長期的な視点で収益管理)

お金の他産地消(外からの資金流入と支出は地域内循環)

わたしたちは、のとしんです

■ 文化的・社会的貢献活動

「地域社会の一員であること」

それがのとしんの原点です。

愛すべきこの地域の発展のためにできることを、わたしたちはさまざまな角度から、しっかりと取り組んでいきたいと考えています。

“小さな出会いを大きなふれあいへ” 今日あなたのそばで……のとしんです。

◆地域貢献活動への参加

平成7年より毎月17日をボランティアの日と定め、各地域での清掃活動等を実施しています。本活動は、令和3年3月末で307回を数えました。また、この活動は、平成29年6月に行われた第28回全国「みどりの愛護」のつどいで国土交通大臣表彰を受けております。

また、令和2年8月に、道路美化・清掃功労者に対する国土交通大臣表彰を受けました。

今後も、地域活動に積極的に取り組んでまいります。



2.8.3 本店営業部にてカブトムシのプレゼント



2.8.19 鳴和支店にて献血活動



2.8.17 毎月17日のボランティア活動



2.10.19 毎月17日のボランティア活動

◆パートナーシップによる地域振興

地域団体、業界団体と連携し、地域のために力を合わせて取り組んでいます。



2.8.26 七尾青年会議所、東京海上日動火災保険(株)とSDGsに関する包括協定締結



3.1.20 信金中央金庫地域創生推進スキーム「SCBふるさと応援団」にかかる贈呈式

■ のとしん環境保全活動

「自然豊かなふるさとを次代の子どもたちに残すために」

当金庫は、CSR(企業の社会的責任)を重視する金庫経営を目指し、特に社会的な問題となっている「人口減少」と「環境問題」を地域における重要課題として捉え、取り組んでおります。

豊かな自然に恵まれた能登をはじめ“いしかわ”のかけがえない環境を保全し、次代を担う子どもたちに自然豊かなふるさとを引き継いでいくことは、企業市民としての責務であるとの考えから、事業活動に伴う環境負荷の低減をはじめ、金融機能を通じて企業や個人の環境保全活動の支援等、地域と一体となった環境配慮型経営に取り組み、地域経済の発展、豊かな地域社会づくりに貢献していきたいと考えております。



第29回信用金庫PRコンクール
全信協会長賞受賞ポスター

◆ のとしんの森づくり

当金庫では、平成20年5月1日に石川県と「企業の森づくり」協定を締結し、中能登町の石動山県有林3haにおいて森づくり事業を始め現在に至ります。

◆ のとじまの松林再生活動

平成26年7月1日に石川県と「企業の森づくり」協定を締結し、七尾市能登島半浦地区の県有林において松林再生活動に取り組んでおります。

「森づくりファンド」は当金庫創設の基金です。

地球温暖化の原因である“二酸化炭素(CO2)”の吸収を図るため、能登の森で人工林の整備、植林などを中心に、「石川県」や「公益社団法人石川の森づくり推進協会」の技術指導のもと、ボランティア等のご協力を得ながら環境保護活動を実施しております。おかげさまで13年目となる昨年度も多くのお客さまに“森づくりファンド”にご賛同いただき、本定期預金に167億円のお預け入れをいただきました。このお預け入れ額を基にした「お客さまからの寄付金」および「当金庫の拠出金」を活動資金とし、令和2年度は10月に石動山(中能登町)の「ボランティアの森ゾーン」において、枝打ち、間伐、苗木の植樹、林道清掃などを行いました。

これまでにを行った森づくりの結果、県が創設した「森林整備活動CO2吸収量認証制度」で9.8トン(累計255.8トン)の二酸化炭素を吸収したものと認定されました。

また、平成26年からは「のとじまの松林再生活動」を開始しました。近年、薪を使わなくなったことなどにより松林の手入れが行き届かなくなったことや、松くい虫や台風の被害等により松林が衰退、荒廃しているなか、こうした松林の再生活動を通じて里山づくりを推進し、自然豊かな能登の原風景の再生を目指しております。令和2年度は10月に地掻き、下刈りなどを行いました。

今後も皆さまからのご寄付を有効に活用し、森づくり事業に取り組んでまいります。



【森づくりファンド 令和2年度収支】

単位:千円

期 初 基 金 残 高		2,851
収 入	基 金 額	666
	うちご預金者からの寄付額	66
	うち当金庫拠出額	600
	うち決算利息	0
支 出	森づくり費用	372
	第25回石動山の森づくり	272
	第7回のとじまの松林再生活動	99
期 末 基 金 残 高		3,146



2.10.24 第25回石動山の森づくり



2.10.31 第7回のとじまの松林再生活動

■ 長谷川等伯再発見ファンド事業

「地域文化の“振興および次代への承継”」

当金庫は平成22年から、ふるさと文化応援定期預金「長谷川等伯再発見ファンド“等伯”」を発売し、お客様からその利息の一部をご寄付いただき、その浄財の活用により「長谷川等伯ふるさと調査」を実施してきました。

この調査は、画聖の没後400年を記念し、能登時代に信春と名乗った等伯の実像を探る目的で、平成22年7月から現地調査を始めたものです。

3次、5年間にわたる調査において、等伯研究に意義のある数々の成果をあげることができました。

また、平成28年8月から平成30年度までの3年間、等伯という稀代の絵師を生んだ戦国時代の七尾城と、七尾城下町で花開いた能登畠山文化の実像を明らかにする調査事業「能登畠山文化の源流をゆく」を実施しました。畠山氏のもと、都に劣らない一流の文化が花開き、戦国期随一の文化大名だったことが明らかになるとともに、七尾城の庭園跡などの往年の栄華を伝える物証を初めて確認するなど、畠山文化への理解が深まりました。

令和元年度からは、再び長谷川等伯の調査を3か年計画で立ち上げ、かつての調査では明らかにできなかった等伯のルーツとも呼ぶべき養祖父・無分(無文)、等伯の上洛以降の「空白の17年」、等伯後の長谷川派の子孫や門人などの足跡を追う調査を始めております。



◆ 『長谷川等伯再発見ファンド』について

1. 事業内容

○歴史・文化継承活動

高度な文化的土壌と豊かな風土のなかで培われ、受け継がれてきた地域の文化遺産を次の百年へと発展、継承していくための活動を行います。

○足跡の調査・研究活動

能登で活躍した時代の足跡を調査・研究し、埋もれてきた等伯伝説を明らかにすることで、文化遺産としての価値を高めます。

○作品収集への支援活動

作品収集を支援することで、等伯生誕地としての地域ブランドの向上を目指します。

○情報発信活動

等伯の魅力を広めるための啓発活動、情報発信活動を行います。

2. 活動資金

“ふるさと文化応援定期預金”の取扱いによる「お客さまからの寄付金」および「当金庫の拠出金」を活動資金とします。

【等伯ファンド 令和2年度収支】 単位:千円

期 初 基 金 残 高		16,285
収 入	基 金 額	900
	うちご預金者からの寄付額	100
	うち当金庫拠出額	800
	うち決算利息	0
支 出	能登畠山文化の源流をゆく特別協賛事業	10,000
	計	10,000
期 末 基 金 残 高		7,185



■ のとしんのSDGsへの取組み

当金庫はこれまで、地域金融機関として、地域の皆様の幸せと地域社会の繁栄を願い、地域の課題の解決に向けた様々な取組みを行ってきました。今般、SDGsの理念が広く一般に浸透しつつあるなか、当金庫としてもその取組みに賛同し、「のと共栄信用金庫SDGs宣言」を行い、その理念を経営に反映させることで、これまで以上に地域の皆様とのパートナーシップを強化し、共に持続可能な地域社会を目指すことといたしました。

のと共栄信用金庫 SDGs宣言

のと共栄信用金庫は、地域社会の一員として、SDGs（持続可能な開発目標）の理念に賛同し、その達成に向けた取組みを通じ、持続可能な地域社会の実現に努めてまいります。

令和元年6月17日
 のと共栄信用金庫理事長 鈴木正俊

当金庫のSDGsの取組概要

SDGsとは、平成27年9月の国連総会で採択された「持続可能な開発目標」で、17のゴールと169のターゲットで構成されています。
 当金庫では、SDGsを、地域社会のさまざまな関係者が、それぞれの領域や立場を超えて、ともに幸せな地域の未来を描きつつ、持続可能な地域社会の実現に向けて、協働して取り組むチャレンジと位置付けました。
 当金庫は、基本理念『心』の精神のもと、地域社会のさまざまな関係者とのパートナーシップを強化するとともに、SDGsの理念を経営に反映させることで、地域社会とともに持続的に成長してまいります。



【重点推進項目】

<p>① 中小事業者の皆様の創業、成長、発展、承継を通じた地域経済の持続的発展 お客様のより安心して豊かな生活を実現するための資産形成支援</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 付加価値営業力の強化とコンサルティング機能の拡充 マネーアドバイザーの能力向上とあんがと営業（顧客本位）の徹底。 地域産業の活性化支援 アワーコト社会の実現に向けたお客様支援の推進
<p>② 豊かな自然環境と地域の魅力的な文化・遺産の保全保護及び発信</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍における学生支援活動の推進 里山里海保全活動と次世代への継承 環境配慮素材の利用促進 長谷川等伯を活かした地域文化振興活動の継続実施
<p>③ パートナーシップ力の強化と協働の推進</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> 「のとしんふるさと基金」を活用した助成の実施 地域関係機関・団体と連携し事業効果の波及拡大 企業版ふるさと納税制度を活用した地域事業支援 お金の他産地消に向けた取組み推進

■ わがまち基金プロジェクトの取組み

平成30年8月、地域の総合的な付加価値向上を目指しながら、当金庫としての新たな金融のしくみを構築することを目的に、日本財団「わがまち基金」を活用したわがまち基金プロジェクトをスタートいたしました。

モデル地域として、七尾市大呑地区を選定し、地域が自ら稼ぎ経済が循環する魅力と事業性あふれるコミュニティを目指しております。生産人口減少、空き家の増加、高齢化など抱える問題は様々ですが、当金庫の地域創業応援コーディネーター10名が課題解決に向けて地域とともに取り組んでおります。



しかし、当地域の空き家は依然多く、今後も増加する懸念が大きいことから、2棟目を視野に入れ空き家調査なども実施しております。

特産品開発、体験事業では、和倉温泉旅館と連携した薪割りピザ焼き体験、当地のお米を使った地酒「大呑雫」開発を実施しました。「大呑雫」は、市内の酒屋や観光施設などで販売されており、当地の飲食店でも好評であり地域を売り出すきっかけづくりに一役買っています。このように各事業が有機的につながることで、地域活性化の歯車がうまく回りだしたような手ごたえを感じております。



具体的には、飲食事業、宿泊事業、体験・特産品開発事業の3グループで活動をしており、各々県外視察や地域とのワークショップ、専門家を交えた勉強会などを実施してきました。

現在、飲食事業では、令和2年4月に市内飲食事業者の誘致が実現、当地域の中心部においてオープンしました。豊富な山海の幸をつかった料理は定評が高く、すでに富山などからのリピート客も増えています。又、宿泊事業は地域の空き家のリノベーションを実施、1棟貸切りの形態で、令和2年8月に開業。風光明媚な景色が人気となり、マスコミにも取り上げられ、飲食店、宿泊施設ともに、地域活性化の起爆剤的存在として期待されています。



概況及び組織

1. 基本理念

心

基本理念

人びとの幸せと

郷土の繁栄をねがい

すばらしい^{あした}未来を実現するために

若さと誠意と情熱をもって

たゆみなく前進します

2. 行動指針

「心を大切にする」ころ

行動指針

まごころで接しよう そこに信頼が芽ばえる

笑顔でつつもう みんなが心豊かになる

思いやりをもとう まわりに幸せが広がる

創意をみがこう そこに活力が生まれる

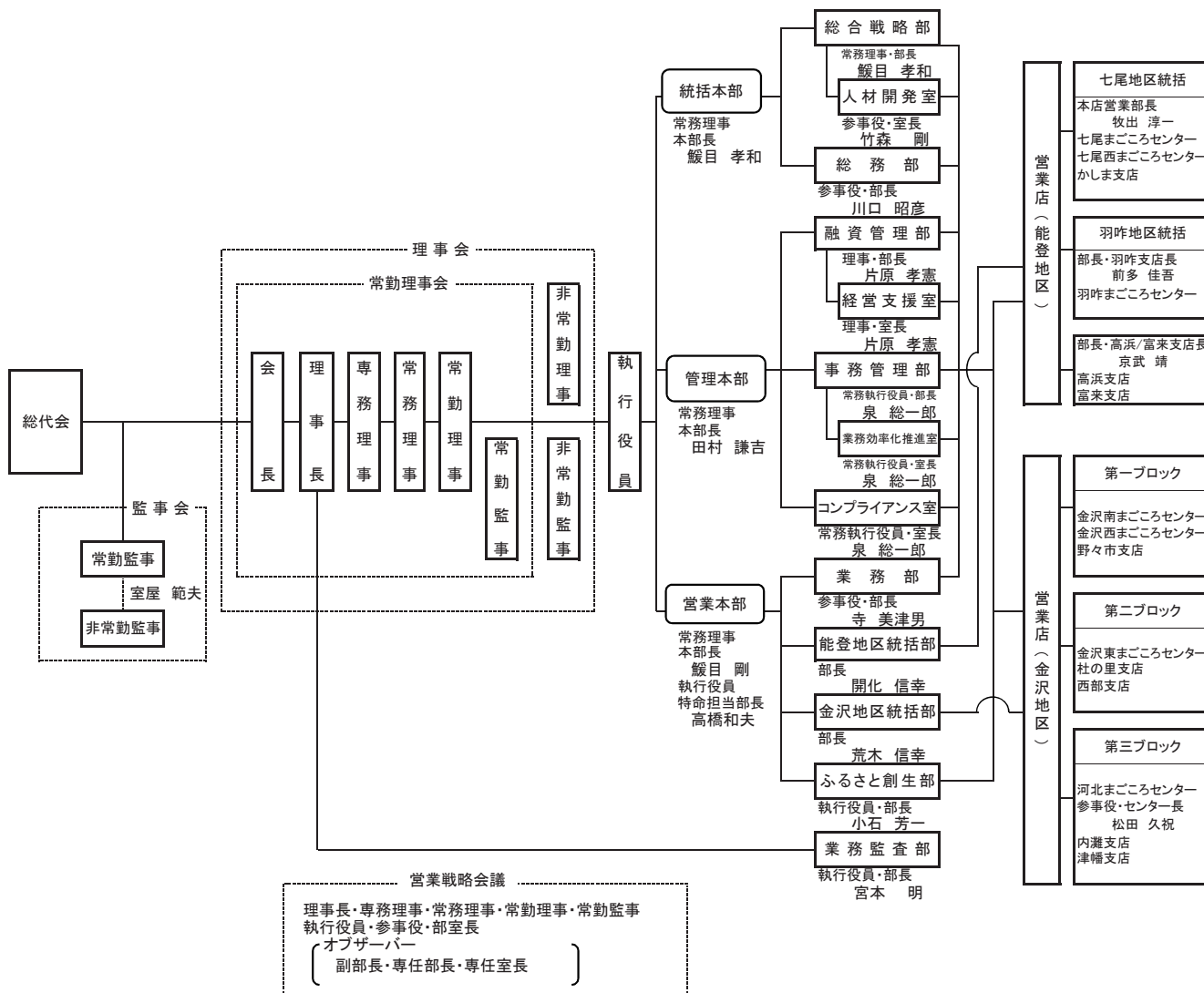
チャレンジしよう そこにこそ^{あした}未来が開ける

のとしんの基本理念、行動指針の底に流れているものは、人と人のかかわり合いを大切にできる心であり、相手の身になって考えることを生きがいとする心です。

のとしんの役職員一人ひとりが、地域社会やそこに住むすべての人々に支えられていることを深く認識し、基本理念、行動指針の「心」のもと、それぞれが力を合わせ、役割や責任を果たして行きたいと考えております。

3. 事業の組織図と役員・執行役員一覧

(令和3年6月14日現在)



【役員・執行役員一覧】

理事長	鈴木 正 俊	代表理事 (※1)
常務理事	田村 謙 吉	代表理事・管理本部長
常務理事	駿目 孝 和	代表理事・統括本部長・総合戦略部長
常務理事	駿目 剛	営業本部長
常勤理事/相談役	大林 重 治	
常勤理事	片原 孝 憲	管理本部副本部長・融資管理部長
理 事	小田 與之彦	(※1)
理 事	小松 栄 子	(※1)
理 事	伊藤 康 夫	
常勤監事	室屋 範 夫	
監 事	池水 龍 一	(※2)
監 事	吉川 外喜男	
常務執行役員	泉 総 一 郎	事務管理部長 兼コンプライアンス室長
執行役員	宮本 明	業務監査部長
執行役員	小石 芳 一	ふるさと創生部長
執行役員	高橋 和 夫	営業本部特命担当部長

※1は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。
 ※2は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

<営業店(能登地区)> (11店舗)

- ・七尾まごころセンター(2店舗)
(本店営業部・川原町支店)
- ・七尾西まごころセンター(2店舗)
(和倉支店・鹿北支店)
- ・羽咋まごころセンター(2店舗)
(羽咋支店・押水支店)
- ・外 高浜支店・富来支店・かしま支店・穴水支店・輪島支店

<営業店(金沢地区)> (13店舗)

- ・河北まごころセンター(2店舗)
(七塚支店・宇ノ気支店)
- ・金沢南まごころセンター(2店舗)
(久安支店・八日市支店)
- ・金沢東まごころセンター(2店舗)
(森本支店・鳴和支店)
- ・金沢西まごころセンター(2店舗)
(野町支店・堅町支店)
- ・外 津幡支店・内灘支店・西部支店・野々市支店・杜の里支店

4. 事業の概況

■ 令和2年度業績

預 金

預金残高は、前期末比 15,275百万円(4.92%)増加し、325,427百万円となりました。
科目別では、要求払性預金が 21,465百万円(16.90%)増加したのに対し、定期性預金は 6,189百万円(3.37%)減少しました。
また、個人預金が 6,591百万円(2.95%)、個人事業者預金が 2,511百万円(11.71%)、法人預金が 9,815百万円(20.66%)、それぞれ増加したのに対し、公金預金は 3,642百万円(19.65%)減少しました。

(単位:百万円)

	令和2年度	令和元年度	増 減	増減率
預 金 積 金	325,427	310,151	15,275	4.92%

貸 出 金

貸出金残高は、前期末比 5,407百万円(3.06%)増加し、181,959百万円となりました。
事業性融資は 9,997百万円(9.47%)増加したものの、住宅ローンを中心とした個人ローンが 1,504百万円(4.19%)、地公体向け融資が 3,085百万円(8.78%)、それぞれ減少しました。

(単位:百万円)

	令和2年度	令和元年度	増 額	増減率
貸 出 金	181,959	176,551	5,407	3.06%

出 資 金 諸 積 立 金

出資金は、期末残高 746百万円(会員数 30,044人)となりました。
諸積立金等の期末残高 17,427百万円を合わせ、純資産残高(当期純利益を含む)は 19,646百万円となりました。

自己資本 比 率

自己資本比率は、前期末比 0.53ポイント上昇し、13.34%と国内基準の 4.0%を大きく上回っております。

	令和2年度	令和元年度	増 減
自己資本比率	13.34%	12.81%	0.53 ^{ポイント}

利 益 等

利回りの低下が継続するなかで資金の効率的運用に努めた結果、資金運用収益は11期ぶりに増加に転じたものの、役務取引等収益や有価証券売却益等の減少により、経常収益は2期ぶりに減少しました。

一方で、資金調達費用の減少に加え、経費の削減に努めた結果、本業の利益を示すコア業務純益は2期連続の増益に、経常利益、最終利益はともに4期ぶりの増益となりました。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により信用リスクの増加が懸念されることから、過去の経済ショック時の経験値を踏まえ、貸倒引当金を追加的に計上しました。

(単位:百万円)

	令和2年度	令和元年度	増 減	増減率
経 常 収 益	4,147	4,235	△87	△2.07%
コ ア 業 務 純 益	588	424	164	38.71%
業 務 純 益	500	598	△97	△16.27%
経 常 利 益	234	200	34	17.38%
当 期 純 利 益	138	95	42	43.92%

店 舗 及 び 職 員 そ の 他

営業店舗数は、統廃合により4店舗減少し 24店舗となりました。
その他店舗外の現金自動機コーナーは、令和3年7月1日現在、20ヵ所設置しております。
また、期末従業員数は 219人で、前期末に比して 2人減少しました。

令和3年度事業推進計画 骨子

基本理念

人々の幸せと 郷土の繁栄をねがい
すばらしい未来を実現するために
若さと誠意と情熱をもって
たゆみなく前進します

お金を貸す前に知恵を貸す
(課題解決型、提案型営業)

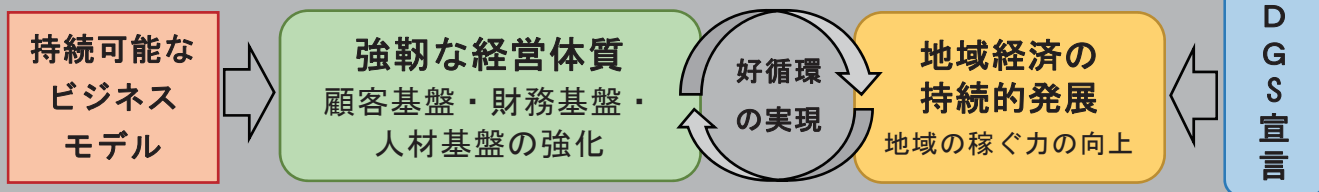
あんがと営業
(顧客本位の業務運営)

森を育てる
(長期的な視点で収益管理)

お金の他産地消
(外からの資金流入と
支出は地域内循環)

経営ビジョン 2030 (2030年までに目指すのとしんの姿) (2019年12月策定)

持続可能なビジネスモデルの構築に向けて



令和3年度事業推進計画

○基本方針「ポストコロナ社会の実現に向けて (共感・共創・共栄)」

- ・ポストコロナ社会の実現に向け、お客様の本業支援と地域経済の再生に努める。
- ・金庫の活動に対し、会員、お客様、地域からの共感を得られるように努める。
- ・事業価値の向上に向けた支援を通じ、地域の稼ぐ力の維持・向上に努める。
- ・エンゲージメントの向上を図り、職員自らの成長意欲と仕事に対する熱意を醸成する。
- ・非資金利益の強化とコスト管理の徹底により、経営基盤の一層の強化を図る。
- ・全金庫的な法令等遵守態勢とポストコロナを見据えたリスク管理態勢の充実を図る。

主な重点課題	主要施策
1. 新型コロナウイルス対策	(1) 資金繰り支援先に対する事業回復支援の強化 (2) 信用リスク管理の高度化
2. 事業者向けコンサルティング機能の強化	(1) ライフサイクルに応じた事業支援 (2) 事業性理解に基づく課題解決に向けた支援の強化
3. 個人向けコンサルティング機能の強化	(1) お客様本位と利便性向上の取組み (2) ライフサイクルに応じた最適プランの提案
4. 地域の課題解決に向けた取組み	(1) 地域特性に応じた事業運営と関係機関との連携強化 (2) 地域資源の活用と活性化
5. 活気に満ちた職場づくり	(1) 一人ひとりが輝くための成長機会の提供 (2) 意欲を生み出す組織づくり
6. 経営の効率化	(1) 経営資源の効率的活用 (2) 資産の効率的な運用

【 2年度実績 】

- ・預金平残 PB 134.8億円
- ・貸出金平残 PB 75.3億円
- ・非資金利益比率 2.9%
- ・実質コア業務純益 4.9億円
(PH 213万円)
- ・実質OHR 85.7%
- ・本業支援継続実施先 538先

【 3年度目標 】

- ・預金平残 PB 135.0億円
- ・貸出金平残 PB 75.8億円
- ・非資金利益比率 4.1%
- ・実質コア業務純益 5.1億円
(PH 226万円)
- ・実質OHR 85%
- ・本業支援継続実施先 663先

2030年 ありたい姿

- ・預金平残 PB 140億円
- ・貸出金平残 PB 78億円
- ・非資金利益比率 10%以上
- ・実質コア業務純益 7億円
(PH 300万円以上)
- ・実質OHR 75%以下
- ・本業支援継続実施先
1,000先以上

5. 主要な事業の内容

- (1)預金及び定期積金の受入れ
- (2)資金の貸付け及び手形の割引
- (3)為替取引
- (4)上記(1)～(3)の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - ① 債務の保証又は手形の引受け
 - ② 有価証券「⑤に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。」の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - ③ 有価証券の貸付け
 - ④ 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - ⑤ 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - ⑥ 短期社債等の取得又は譲渡
 - ⑦ 次に掲げる者の業務の代理
株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構、日本銀行、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人農林漁業信用基金、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本酒造組合中央会、独立行政法人福祉医療機構、年金積立金管理運用独立行政法人、独立行政法人環境再生保全機構、一般社団法人しんきん保証基金、一般財団法人ベンチャーエンタープライズセンター、一般財団法人建設業振興基金、一般社団法人全国石油協会、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、東日本建設業保証株式会社
 - ⑧ 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
イ 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
 - ⑨ 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
 - ⑩ 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - ⑪ 振替業
 - ⑫ 両替
 - ⑬ デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であつて信用金庫法施行規則で定めるもの(⑤に掲げる業務に該当するものを除く。)
 - ⑭ 信託会社または信託業務を営む金融機関の業務の媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
信金中央金庫
- (5)国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記(4)により行う業務を除く。)
- (6)法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - ① 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - ② 当せん金付証票法の定めるところにより、都道府県知事等からの委託または都道府県知事等の承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行う当せん金付証票の販売事務等
 - ③ スポーツ振興投票の実施等に関する法律の定めるところにより、独立行政法人日本スポーツ振興センターからの委託または独立行政法人日本スポーツ振興センターの承認を得て行われる受託機関からの再委託に基づき行うスポーツ振興投票券の販売業務等
 - ④ 確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
 - ⑤ 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - ⑥ 電子記録債権法第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

6. 内部管理基本方針

当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、業務の健全性及び適切性を確保し、内部統制の有効性を維持するための体制を整備しております。

1. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当金庫及び当金庫の子法人等から成る集団(以下、「当金庫グループ」という)は、法令等遵守の徹底を業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置づけ、「コンプライアンス基本方針」と「コンプライアンス行動基準」を定めるとともに、役員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に定めた手引書である「コンプライアンス・マニュアル」と、それを実践するための「コンプライアンス・プログラム」を策定します。
- (2) 当金庫グループは、「コンプライアンス統括責任者」のもとにコンプライアンスを一元的に管理する統括部署を設置するとともに、リーガルチェック等を行う相互牽制機関として「コンプライアンス委員会」を設置します。また、本部及び営業店等毎に「コンプライアンス管理者」を配置し、コンプライアンス統括部署との連携を図ります。
- (3) 当金庫グループは、公益通報者を保護するための制度として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所属店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括部署の管理者及び顧問弁護士に通報・相談を行うことができる受付窓口を設置します。
- (4) 当金庫グループは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「反社会的勢力に対する基本方針」や遮断手続きに関する規程・要領等を定めるとともに、職員の安全を確保しつつ、不当な要求に対しては断固拒絶するための体制を構築します。
- (5) 内部監査部門は、法令等遵守態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証します。

2. 当金庫の理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報については、文書の整理保管、保存期限および廃棄ルール等を定めた「文書保存規程」に基づき、適切に保存・管理します。
- (2) 理事会、常勤理事会、各委員会および各会議の議事は、議事録を作成し適切に保存・管理します。
- (3) 理事及び監事はこれらの文書を常時閲覧することができます。

3. 当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行に係る事項の当金庫への報告に関する体制

- (1) 当金庫の代表理事は、子法人等の代表取締役との定例報告会において、子法人等の取締役等の職務執行の状況のうち、重要な情報など経営上の重要事項に関する報告を受けます。
- (2) 内部監査部門は、定期的に又は必要に応じて、法令等に抵触しない範囲において、コンプライアンス及びリスク管理の観点から子法人等への監査を行い、その結果を代表理事へ報告します。
- (3) 当金庫は、子法人等における業務の決定及び執行が適正になされるよう、子法人等の非常勤取締役及び非常勤監査役を当金庫の理事が兼務します。

4. 当金庫グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当金庫は、当金庫グループの適正な統合的リスク管理を実現するため、「リスク管理の基本方針」に基づく「リスク管理規程」をリスク管理の基本規程として策定するとともに、「統合的リスク管理要領」とリスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理要領等を策定します。
- (2) 当金庫は、当金庫グループのリスクを一元的に管理する統括部署及びリスクカテゴリー毎の主管部署を定め、リスク管理の実効性及び相互牽制機能を確保します。また、リスク管理方針に基づき資産・負債を総合的に管理し、運用戦略等の策定・実行に係る部門を「ALM委員会」とします。
- (3) リスク管理統括部署は、当金庫グループにおけるリスクの状況を定期的に又は必要に応じて随時常勤理事会に報告します。また、特に経営に重大な影響を与える事案については理事会に速やかに報告します。
- (4) 当金庫グループは、大規模災害、システム障害および風評リスク等の緊急事態の発生に伴い生じ得る損害や影響を最小限に抑えるため、「危機管理計画書」に基づいて危機管理態勢を整備します。
- (5) 内部監査部門は、統合的リスク態勢の有効性及び適切性について監査を行い、その結果を理事会、常勤理事会及び監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門及び統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その改善状況を検証します。

5. 当金庫の理事及び当金庫の子法人等の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 理事会とその補佐機関としての常勤理事会を一体化した審議・意思決定・監督機関と位置づけ、それぞれの運営及び付議事項等は「理事会規程(及び同付議基準)」及び「常勤理事会規程」に定めます。

- (2) 業務執行等に関する重要事項については、あらかじめ常勤理事会において協議を行い、その審議を経て執行の決定を行います。
- (3) 理事会は、機関・職制・業務分掌・権限委譲等に関する諸規定を策定し、効率的な職務遂行を実践します。
- (4) 理事会は、経営方針、経営計画、業務・態勢に係る基本方針等を定め、具体的な対応は常勤理事会、各委員会及び担当理事等の判断に委ねます。
- (5) 子法人等に係る管理主管部署は、子法人等の事業の実施状況を定期的に管理・検証し、必要に応じて理事会及び常勤理事会へ報告するとともに、子法人等から求めがあるときは、当該業務を支援します。

6. 当金庫の監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができます。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常勤理事会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置します。

7. 当金庫の監事の職務を補助すべき職員の当金庫の理事からの独立性に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に関して監事の指揮命令に従い、理事の指揮命令を受けないこととします。
- (2) 理事は、監事の職務を補助すべき職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項の決定については、予め監事に同意を求めるとします。

8. 当金庫の理事及び職員並びに当金庫の子法人等の取締役等及び使用人等が当金庫の監事に報告をするための体制その他当金庫の監事への報告に関する体制

- (1) 理事及び職員は、当金庫グループにおける次に定める事項について事態認識後直ちに監事に報告することとします。ただし、監事が出席した会議等で報告・決議された事項は対象としません。
 - ① 理事会(子法人等においては取締役会)及び常勤理事会で決議された事項
 - ② 当金庫グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
 - ③ 経営状況に関する重要な事項
 - ④ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
 - ⑤ 重大な法令・定款違反
 - ⑥ 公益通報の状況及び内容
 - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (2) 職員は、前項に関する重大な事実を認識した場合には、監事に直接報告できるものとします。
- (3) 監事は、当金庫グループの役員員に対して監査に必要な事項の報告を求めることができます。
- (4) 監事は、当金庫グループの業務執行に係る重要な書類を閲覧できるほか、必要に応じて当金庫グループの役職員に対して説明を求めることができます。
- (5) 当金庫は、当金庫グループの役職員が監事への報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを当金庫グループの役職員に周知します。

9. その他当金庫の監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監事は、監査基準に基づき、理事会その他重要な会議への出席、理事とのヒアリングおよび内部監査部門・会計監査人等との連携を通じ、監査を実効的に行います。
- (2) 監事は、独自に意思形成を行うため、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で公認会計士その他の外部専門家を活用します。
- (3) 当金庫は、監事がその職務の執行について生ずる費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理します。

10. 当金庫及びその子法人等における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当金庫の子法人等が行う業務が法令等遵守、顧客保護等及びリスク管理の観点から適切なものとなるよう、当該業務の主管部署等が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
- (2) 当金庫と当金庫の子法人等との取引が、弊害防止措置等の遵守やアームズ・レングス・ルールの遵守の観点から適切なものとなるよう、コンプライアンス統括部署や内部監査部門が定期的にモニタリングする等の措置を講じます。
- (3) 監事及び内部監査部門は、当金庫の子法人等の業務について、法令等に抵触しない範囲で監査を行います。また、監査の対象とできない当金庫の子法人等の業務については、当該業務の主管部署等による管理状況を監査対象とします。

7. 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み

■新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえた金融円滑化の取組み

当金庫は、今般の新型コロナウイルス感染症の影響拡大を踏まえ、事業者等の資金繰り支援を喫緊の課題とし、貸付条件の変更等の申込みに対して迅速かつ柔軟に取り組んでおります。また、必要に応じて、よりきめ細かく経営改善に向けたご支援を行うなど、課題解決型金融の実践に努め、地域とともに歩んでまいります。

○貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数（令和2年3月10日から令和3年3月31日）

	中小企業	住宅資金者
貸付条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,176 (397)	22 (5)
うち、実行に係る貸付債権の数	1,115 (367)	20 (5)
うち、謝絶に係る債権の数	2 (0)	0 (0)
うち、審査中の貸付債権の数	45 (23)	1 (0)
うち、取下げに係る債権の数	14 (7)	1 (0)

(注)債権単位の累計です。()内は新型コロナウイルス感染症の影響によるものです。

■「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」および「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を準備しております。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めております。

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度
新規に無保証で融資した件数	525	1,416
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	18.31%	41.25%
保証契約を解除した件数	45	72
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	0	2

■「ななお創業応援カルテット」の取組み

当金庫は、平成26年1月、七尾市、七尾商工会議所および日本政策金融公庫の4機関で「業務提携・協力に関する協定書」を締結し、創業支援に係る官民一体となったワンストップ支援体制「ななお創業応援カルテット」を設立しました。創業を思い立った初期段階から創業後のフォローまでの支援を実施し、当地域での創業を円滑化することで事業所減少に歯止めをかけることを目指しております。

設立以降、令和3年7月1日までの取組状況は以下のとおりです。

(単位：件)

	性別	住所						業種			
		男性	女性	七尾市内	県内 (七尾除)	県外		飲食	サービス	小売	製造 その他
						イターン	Uターン				
相談 件数	218	136	82	131	40	31	16	79	89	20	30
		62.4%	37.6%	60.1%	18.4%	14.2%	7.3%	36.2%	40.8%	9.2%	13.8%
創業 件数	97	56	41	66	13	10	8	35	40	6	16
		57.7%	42.3%	68.0%	13.4%	10.3%	8.2%	36.1%	41.2%	6.2%	16.5%

■新型コロナウイルス感染症への対応

当金庫では、令和2年1月29日に鈴木理事長を本部長とする新型コロナウイルス対策本部を設置し、3月11日には、新型コロナウイルスに係る基本方針を決定。国による緊急事態宣言に先んじて各種の感染防止とお客様対応に取り組んでいます。

○新型コロナウイルス対策に係る基本方針

1. お客様と役職員およびその家族の安心・安全を確保するとともに、地域における感染拡大の防止に努めます。
2. 社会インフラとしての自覚と責任のもと、地域住民への金融サービス機能の維持に努めます。
3. 地域の社会・経済に及ぼす負のインパクトの最小化に努めます。
4. 事業者の資金繰り支援等に、あらゆる手段と資源を活用し、全力をあげて適切かつ迅速、丁寧に取り組めます。
5. 行政や地方公共団体、信用保証協会、政府系金融機関をはじめ、他の関係機関と緊密な連携を図るなど、これらの取組みを迅速かつ適切に実施できる態勢を整備します。

○これまでの主な取組み

感 染
防 止

- ・役職員のマスク着用と検温の実施
- ・勤務体制を3班体制とするとともに、本部機能を4拠点に分散
- ・全店舗において昼時間帯の窓口休業の導入
- ・消毒液、窓口にアクリルパネルを設置し飛沫感染対策
- ・感染防止策を徹底した渉外活動

お客さま
ご支援

- ・事業性取引先の資金繰り支援等に最優先で取り組む方針の徹底
- ・全店に「新型コロナウイルス等の相談窓口」の設置
- ・休日相談窓口とフリーダイヤルの設置
- ・経営支援室を設置し、お客さまへの経営支援体制を強化
- ・個人のお客様向けにフリーローン「心配無用！」の取扱開始
- ・コロナ関連ご融資先へのサポート強化に向けたモニタリングを実施

○資金繰り等のご支援

前年度に引き続き、事業性お取引先の全先訪問活動を実施し、資金繰り等のご相談に応じさせていただきました。その結果、コロナ関連につきましては、1,866件で248億円のご融資を実行いたしました。

また、コロナ関連融資をお借り入れいただいたお客様のなかから、上期に722先、下期に972先のモニタリングを実施いたしました。

今後も、資金繰りへのご支援やご相談に可能な限りのサポートを行ってまいります。

8. コンプライアンス(法令等遵守)体制

コンプライアンスとは、「法令等遵守」のことで、法令のみならず企業内部の規定、社会的規範などのルールを守るという意味です。

当金庫では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つであると位置付けし、役職員一人ひとりが日々の行動を通じて、お客様や地域社会から親しまれ、信頼され、貢献できる信用金庫になるよう、倫理意識の高揚と法令遵守マインドの向上に努めております。

具体的には、当金庫で策定した「コンプライアンス・マニュアル」の全役職員への周知、年度ごとの実践計画書として「コンプライアンス・プログラム」の策定、庫内研修へのコンプライアンスに関するカリキュラムの組み入れ、部店単位での毎月の勉強会の実施など、コンプライアンスの徹底に積極的に取り組んでおります。

また、コンプライアンス実現のための組織として、平成11年にコンプライアンス委員会を設置するとともに、各部店の部次長・店長をコンプライアンス担当者に任命しました。さらに、平成28年6月に「コンプライアンス室」を新設し、コンプライアンスに係る専担部署の位置付けを明確にして、その体制の強化を図りました。

■当金庫のコンプライアンス基本方針

1. 健全な事業活動の展開

金庫は、法令やルールを遵守し、社会的規範にもとることのない、健全かつ公正な事業活動を行います。

2. 地域金融機関としての社会への責任

金庫は、地域金融機関としての自覚を持ち、社会的責任と公共的使命を果たします。

3. 質の高いサービスの提供

金庫は、多様化、高度化する顧客ニーズに適合した、質の高い金融・非金融サービスを提供いたします。

4. 地域社会とのコミュニケーションの充実

金庫は、経営情報を積極的かつ公正に開示するとともに、ボランティア等の地域貢献活動を推進いたします。

5. 基本的人権の尊重

金庫は、一人ひとりの人権を尊重し、プライバシーを保護するとともに、非合理的なあらゆる差別を行いません。

6. 人材の育成と活用

金庫は、一人ひとりの資質と創造性を生かし、自己実現の機会を提供し支援いたします。

■当金庫の金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、下記の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

金融商品に係る勧誘方針

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、窓口までお問い合わせください。

(注) 当金庫は、確定拠出年金運営管理機関として、確定拠出年金法上の「企業型年金に係る運営管理業務のうち運用の方法の選定及び加入者等に対する提示の業務」および「個人型年金に係る運営管理機関の指定もしくは変更」に関しても本勧誘方針を準用いたします。

9. お客様の個人情報保護について

当金庫は、お客様からお預かりしている大切な個人情報について、役職員一人ひとりが法令等に定められたルールを遵守して適正かつ安全な取り扱いに努めます。

そのため役職員全員が「個人情報保護3原則」を周知徹底し、お客様の「信頼と期待」に応えるようお約束いたします。

- 個人情報の正しい取得に努めよう！
- 個人情報の正しい利用に努めよう！
- 個人情報の正しい管理に努めよう！

■当金庫の個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

のと共栄信用金庫(以下「当金庫」という。)、お客さまからの信頼を第一と考え、お客さまの個人情報及び個人番号(以下「個人情報等」という。)の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他個人情報等保護に関する関係諸法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報等の機密性・正確性の確保に努めます。

1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

2. 個人情報等の取得・利用について

(1) 個人情報等の取得

当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報等の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客さまの住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

お客様の個人情報は、

- ① 預金口座のご新規申込書等、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ② 営業店窓口担当者や渉外担当者等が口頭でお客さまから取得した事項
- ③ 当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」等の入力事項
- ④ 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤ その他一般に公開されている情報等から取得しています。

(2) 個人情報等の利用目的

当金庫は、次の利用目的のために個人情報等を利用し、それ以外の目的には利用しません。個人番号については、法令等で定められた範囲内でのみ利用します。また、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

お客さま本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

A. 個人情報(個人番号を含む場合を除きます)の利用目的

(利用目的)

- ① 各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ② 法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③ 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④ 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤ 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥ 与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦ 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧ お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨ 市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪ 提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫ 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬ その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の限定)

- ① 信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ② 信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外の目的に利用・第三者提供いたしません。

B. 個人番号の利用目的

- ① 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務のため
- ② 金融商品取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ③ 非課税貯蓄制度等の適用に関する事務のため
- ④ 出資配当金の支払に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑤ 国外送金等取引に関する法定書類作成・提供事務のため
- ⑥ 所得税法に基づく不動産取引に関する支払調書作成事務のため
- ⑦ 所得税法に基づく報酬・料金等の支払調書作成事務のため
- ⑧ 小規模企業共済契約に係る共済金等請求書類作成事務のため
- ⑨ 預金口座付番に関する事務のため
- ⑩ その他法令に基づく個人番号取扱事務のため

(3) ダイレクト・マーケティングの中止

当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客さまから中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。中止を希望されるお客さまは、当金庫の相談窓口までお申し出下さい。

3. 個人情報等の正確性の確保について

当金庫は、お客さまの個人情報等について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

4. 個人情報等の開示・訂正等・利用停止等について

- (1) お客さま本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- (2) お客さま本人から、当金庫が保有する個人情報等の内容が事実でないという理由によって当該個人情報等の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報等の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- (3) お客さまからの個人情報等の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただけます。
- (4) 以上のとおり、お客さまに関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、当金庫の相談窓口までお申し出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

5. 個人情報等の安全管理について

当金庫は、お客さまの個人情報等の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報等の適切な管理のために必要な措置を講じます。

6. 個人情報等の委託等について

当金庫は、お客さまのお取引やサービスを提供するために個人情報に関する取扱いを外部に委託・提供することがあります。委託・提供する場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検等を行います。

7. 個人情報等の維持管理体制の強化について

当金庫は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように役職員への教育・指導を徹底し、適正な取扱いについて継続的に努めて行きます。

【個人情報等に関する相談窓口】

と共栄信用金庫 事務管理部

〒926-8601 石川県七尾市松木町35番地

【電話】0767-52-3450 【fax】0767-54-8360

【E-mail】soumu@notoshin.co.jp

10. 苦情処理措置・紛争解決措置等のご案内

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等(以下「苦情・紛争」という。)を営業店または金庫本部で受け付けさせていただいております。私たち“のとしん”は、お客様の「信頼と期待」に応えるために公正中正な立場で、誠心誠意の対応をさせていただきます。

1. 苦情・紛争の申し出があった場合
お客様から苦情・紛争のお申し出があった場合、その内容を十分にお聞きしたうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係に基づく解決
事実関係を把握したうえで、営業店、本部各部等とも連携を図り、迅速かつ公正中正にお申し出事案の適切な解決に努めます。
3. 改善措置と再発防止等の対策
苦情・紛争のお申し出については記録化して保存し、対応結果に基づく改善措置を講じて、再発防止や未然防止に努めます。
4. 苦情・紛争の申し出の方法
当金庫に対する苦情・紛争は、電話・ファクシミリ・eメール・郵便(手紙)・面談等、お客様のご都合のよい方法をお選びいただくようお願いします。
5. 苦情・紛争の申し出先
苦情・紛争は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

のと共栄信用金庫 事務管理部	
金庫本部:〒926-8601 石川県七尾市松物町 35 番地	
【電話】0767-52-3450	【fax】0767-54-8360
【E-mail】soumu@notoshin.co.jp	
受付時間 営業日の午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分までの間 (土・日・祝日を除く)	
受付媒体:電話・ファクシミリ・eメール・郵便(手紙)・面談	

6. 当金庫以外の苦情・紛争の申し出先
当金庫のほかに、(一般社団法人)全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」及び「北陸地区しんきん相談所」等でも苦情・紛争のお申し出を受け付けております。詳しくは上記事務管理部にご相談ください。

(1) 全国しんきん相談所

名 称	全国しんきん相談所 ((一社)全国信用金庫協会)
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7
電 話 番 号	03-3517-5825
受 付 日 時 間	月～金(祝日・12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話・手紙・面談

(2) 北陸地区しんきん相談所

名 称	北陸地区しんきん相談所 ((一社)全国信用金庫協会)
住 所	〒920-0902 金沢市尾張町 1-4-15
電 話 番 号	076-261-2836
受 付 日 時 間	月～金(祝日・12月31日～1月3日を除く) 9:00～17:00
受 付 媒 体	電話・手紙・面談

7. 金沢弁護士会及び東京弁護士会等への相談

金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会及び東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会(以下、「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。なお、金沢弁護士会・福井弁護士会・富山県弁護士会及び東京三弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。詳しくは事務管理部または上記「全国しんきん相談所」及び「北陸地区しんきん相談所」等へお申し出ください。

名 称	住 所	電話番号	受 付 日 時 間
金沢弁護士会 紛争解決センター	〒920-0937 金沢市丸の内 7-36	076-221-0242	月～金 (祝日、年末年始を除く) 10:00～17:00
福井弁護士会	〒910-0004 福井市宝永 4-3-1	0776-23-5255	月～金 (祝日、年末年始を除く) 9:00～17:00

名 称	住 所	電話番号	受 付 日 時 間
富山県弁護士会 紛争解決センター	〒930-0076 富山市長柄町 3-4-1	076-421-4811	月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～16:00
東京弁護士会 紛争解決センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-0031	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～15:00
第一東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3595-8588	月～金（祝日、年末年始を除く） 10:00～12:00、13:00～16:00
第二東京弁護士会 仲裁センター	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	03-3581-2249	月～金（祝日、年末年始を除く） 9:30～12:00、13:00～17:00

8. 苦情・紛争の現地調停及び移管調停

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。

なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、当金庫事務管理部、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京三弁護士会、全国しんきん相談所及び北陸地区しんきん相談所にお尋ねいただくか、金沢弁護士会、福井弁護士会、富山県弁護士会、東京三弁護士会または当金庫のホームページをご覧ください。

当金庫ホームページ <https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>

(1) 現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客さまは、金沢弁護士会の紛争解決センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。

(2) 移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、〇〇弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

9. 当金庫の苦情・紛争の対応

当金庫は、「お客様サポート等管理規程」及び「金融商品等の取引に係る紛争事務等管理規程」等を制定して、お客様からの苦情・紛争のお申し出に迅速かつ公正中正に対応するため、金融ADR(裁判外紛争解決)制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して適切に苦情・紛争の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

11. 反社会的勢力の取引遮断について

当金庫では、暴力団や暴力団組員を中核とする反社会的勢力との取引の遮断について、反社会的勢力に対する基本方針や遮断手続きに関する規程および要領を制定し、取組みの責任体制を確立して、その運用について職員一人ひとりに周知徹底を図り、反社会的勢力との金融取引の遮断態勢を確保し鋭意取組みをしております。

- (注) ① 反社会的勢力とは、暴力団・暴力団員(「暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者」を含む。)・暴力団準構成員・暴力団関係企業・総会屋等・社会運動標榜ゴロ・特殊知能暴力集団等・その他これらに準ずる者を言います。
② 遮断とは、金融取引を謝絶し、排除することです。

■ 当金庫の反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

その一 私たちは、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。

その二 私たちは、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。

その三 私たちは、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。

その四 私たちは、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

その五 私たちは、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

12. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関する取組み

当金庫は、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与」(注)対策として、令和3年2月に金融庁より発出された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策にかかるガイドライン」に沿った取組みを行い、金融システムの健全性の維持に努めております。

なお、当金庫のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針は、以下のとおりです。

(注)「マネー・ローンダリング」とは、犯罪によって得た収益をその出所や真の所有者を分からないようにして、捜査機関による収益の発見や検挙を逃れようとする行為を指します。

「テロ資金供与」とは、テロ行為の実行資金やテロ組織の活動資金等のために、資金等を調達・移動・保管・使用することを指します。

■当金庫のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与(以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。)の防止に向け、適用される関係法令等を遵守し、業務の適切性を確保すべく基本方針を次の通り定め、管理態勢を整備します。

マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

1. 運営方針

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営上の最も重要な課題のひとつとして位置づけ、経営陣の積極的な関与のもと、マネロン・テロ資金供与の脅威に対し、組織として適切に管理できる管理態勢を構築します。

2. 管理態勢

当金庫におけるマネロン・テロ資金供与対策の主管部は事務管理部とし、事務管理部長を統括責任者としてマネロン・テロ資金供与対策に関係する各部や営業店等と連携を図りマネロン・テロ資金供与対策に取り組みます。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫はリスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客の管理措置

当金庫は、適切な取引時確認を実施し、顧客の属性に即した対応策を講じる態勢を整備します。

また、取引時の記録等から定期的な調査・分析を行い、対応策を見直します。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、犯罪収益移転防止法に基づき、疑わしい取引等を適切に把握し、判明した場合は当局へ速やかに疑わしい取引の届出を行います。

6. 資金凍結等経済制裁の措置

当金庫は、外国為替及び外国貿易法に基づき、資産凍結経済制裁対象者等に対する資産凍結等の措置を適切に実施します。

7. 役職員の研修

当金庫は、継続的な研修を通じて、役職員のマネロン・テロ資金供与に関する知識・理解を深め、役割に応じた専門性・適合性等を有する役職員の確保・育成に努めます。

8. 実効性の検証

当金庫のマネロン・テロ資金供与対策の管理態勢について、独立した内部監査部門である業務監査部が定期的な監査を実施し、その監査結果を踏まえ、さらなる改善に努めます。

13. リスク管理体制に関する事項

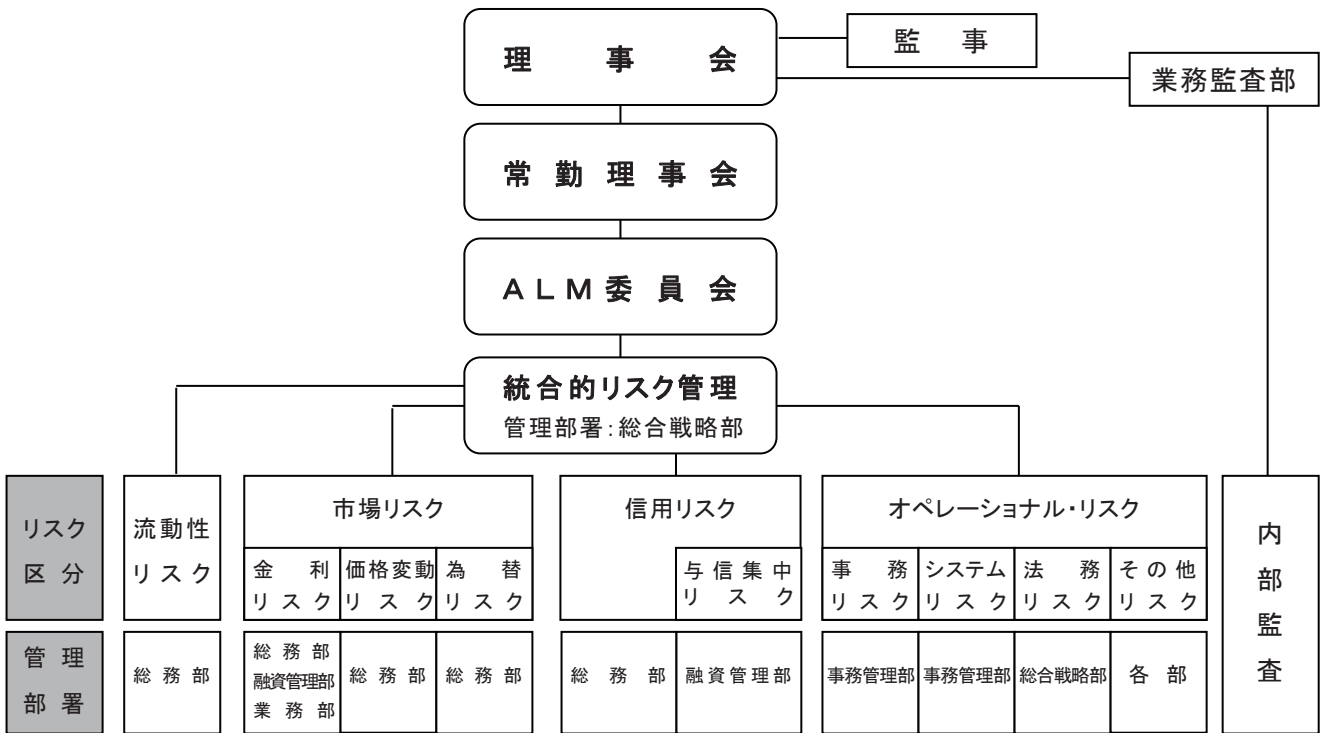
■リスク管理の基本方針

マイナス金利政策の長期化と新型コロナウイルス禍による先行き不透明感の広がりにより、金融機関を取り巻く環境は一段と複雑化・多様化し、経営におけるリスク管理の重要性が飛躍的に高まっております。今後も地域の金融機関として信頼をいただき、地域社会に貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていくことが、当金庫の経営の最重要課題であると捉えております。

当金庫は、多様なリスクの正確な把握と適切な管理・運営が、適正な業務の遂行と収益力の向上には不可欠なものと考え、「リスク管理規程」及びリスク領域別の「リスク管理要領」の定めに基づき、常勤理事会やALM委員会を中心に、リスク管理体制の整備に積極的に取り組んでおります。

当金庫では、想定されるリスクを信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び流動性リスクに大別し、これらを管理対象としております。このうち、信用リスク、市場リスクおよびオペレーショナル・リスクの一部については、それぞれ個別の方法で評価したうえで、リスクを総体的に捉え、経営体力（自己資本）との比較、対照により、経営体力に応じた一定のリスクをとることで、適正な収益の確保を目指しております。また、流動性リスクとオペレーショナル・リスクについては、その規模や特性に応じた適切な管理を行うことにより、顕在化の未然防止と極小化に努めております。

■リスク管理体制図



14. 自己資本に関する事項

■自己資本調達手段の概要

自己資本は、バーゼルⅡでは主に基本的項目と補完的項目で構成されていましたが、バーゼルⅢではコア資本に統一されました。当金庫の自己資本は、地域のお客さまからお預かりしている出資金のほか、返済や利払い等の負担のない純粋な利益の積立等で構成されております。

※バーゼルⅢとは、バーゼル銀行監督委員会が公表している金融機関の自己資本比率等に関する国際統一基準で、先の世界金融危機を契機として見直された新しい規制の枠組みのことです。平成22年に公表され、平成25年度から段階的に適用されることとなりました。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本比率は、金融機関の健全性を評価するうえで最も重要な指標ですが、当金庫の自己資本比率は国内基準である4%を大幅に上回っており、経営の健全性・安全性を充分保持していると評価しております。なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一義的な施策と考えております。

■ 自己資本の構成に関する事項

単体自己資本比率

(単位:百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,044	19,150
うち、出資金及び資本剰余金の額	746	746
うち、利益剰余金の額	18,312	18,435
うち、外部流出予定額 (△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△17
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	223	346
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	223	346
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,268	19,496
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	104	90
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	104	90
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	104	90
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	19,164	19,405
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	143,023	138,899
資産(オン・バランス)項目	137,997	134,134
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	4,917	4,661
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	105	101
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	3	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,514	6,530
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	149,538	145,429
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.81%	13.34%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	143,023	5,720	138,899	5,555
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	140,097	5,603	134,689	5,387
(i)ソブリン向け	4,644	185	5,371	214
(ii)金融機関向け	16,746	669	16,156	646
(iii)法人等向け	57,130	2,285	54,271	2,170
(iv)中小企業等・個人向け	38,624	1,544	34,955	1,398
(v)抵当権付住宅ローン	2,545	101	2,410	96
(vi)不動産取得等事業向け	10,894	435	12,518	500
(vii)3か月以上延滞等	272	10	246	9
(viii)その他	9,239	369	8,761	350
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,242	169	5,532	221
ルック・スルー方式	4,242	169	5,532	221
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	105	4	101	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	3	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,514	260	6,530	261
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	149,538	5,981	145,429	5,817

- (注) 1. 所要自己資本の額＝リスクアセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。
4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関向け」「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。
5. オペレーショナル・リスク相当額は、「基礎的手法」により算出しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞} \\ = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

15. 信用リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、お取引先の財務状況の悪化等により、資産（オフバランス資産を含む）の価値が減少あるいは消滅し、当金庫が損失を被るリスクのことです。

当金庫では、信用リスクを「当金庫が管理すべき最重要のリスク」であるとの認識のもと、年度ごとに与信業務における基本方針や具体的運用方針を明示した「信用リスク管理方針」を策定し、広く役職員に理解と遵守を促すと共に、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しております。信用リスクの評価につきましては、「資産の自己査定基準書」に則り厳格な自己査定を実施し、さらに信用リスク管理の高度化に向け、インフラ整備等をすすめてまいります。

なお、貸倒引当金は、「償却・引当基準」に則り、債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正に計上しております。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトとは、債権の危険度を表す指標で、自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めるために使用する資産や債務者の種類毎の掛目のことです。自己資本比率の算出には、あらかじめ定められたリスク・ウエイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウエイトを決定する内部格付手法があります。標準的手法を採用する金融機関については、リスク・ウエイトの判定に適格格付機関の信用評価（外部格付）の区分毎に定められたリスク・ウエイトを使用することになります。

当金庫は、「標準的手法」を採用しており、リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社格付投資情報センター
2. 株式会社日本格付研究所
3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

（単位：百万円）

告示で定める リスク・ウエイト区分（％）	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	76, 179	—	110, 089
10%	—	25, 761	—	44, 945
20%	2, 423	86, 090	2, 699	84, 503
35%	—	7, 273	—	6, 886
50%	20, 627	311	22, 952	477
75%	—	42, 130	—	37, 514
100%	2, 314	72, 194	2, 789	70, 005
150%	—	164	—	76
200%	—	—	—	—
250%	—	566	—	614
1, 250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	336, 037		383, 555	

- （注） 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入部分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
製 造 業	16,167	17,055	11,273	12,289	4,100	4,299	-	-	35	34
農 業、林 業	475	465	475	465	-	-	-	-	0	-
漁 業	272	264	272	264	-	-	-	-	4	4
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	15,540	18,022	14,635	17,122	904	900	-	-	6	6
電気・ガス・ 熱供給・水道業	4,265	5,523	662	721	3,603	4,802	-	-	-	-
情報通信業	614	805	124	115	400	600	-	-	-	-
運輸業、郵便業	4,377	4,678	3,233	3,565	1,103	1,103	-	-	1	1
卸売業、小売業	13,102	14,509	12,208	13,477	800	1,000	-	-	39	40
金融業、保険業	90,435	120,032	5,234	5,221	6,600	6,499	-	-	-	-
不 動 産 業	27,845	26,850	26,308	25,327	1,500	1,500	-	-	19	25
物品賃貸業	808	679	808	679	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	4,847	4,720	4,427	4,712	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	6,930	7,099	6,930	7,099	-	-	-	-	48	25
飲 食 業	5,741	7,591	5,741	7,591	-	-	-	-	25	13
生活関連サービス 業、娯楽業	2,817	4,223	2,807	4,022	-	200	-	-	24	16
教育、学習支援業	766	842	766	842	-	-	-	-	4	4
医 療、福 祉	5,773	6,269	5,773	6,266	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	8,651	10,309	8,611	10,269	-	-	-	-	13	28
国・地方公共団体等	72,457	76,496	35,106	32,021	37,347	44,461	-	-	-	-
個 人	36,107	34,596	36,107	34,596	-	-	-	-	53	56
そ の 他	18,038	22,518	-	-	3,790	9,199	-	-	-	-
業 種 別 合 計	336,037	383,555	181,510	186,673	60,149	74,565	-	-	276	258
1 年 以 下	87,839	67,668	29,653	22,297	2,179	1,064	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	26,310	67,956	11,843	11,595	5,967	8,861	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	31,472	33,842	20,369	20,068	10,202	11,708	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	24,655	15,128	17,412	13,936	5,481	591	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	39,945	61,210	24,870	42,853	11,036	15,255	-	-	-	-
10 年 超	102,015	108,174	76,823	75,488	21,492	27,885	-	-	-	-
期間の定め のないもの	23,797	29,575	537	434	3,790	9,199	-	-	-	-
残存期間別合計	336,037	383,555	181,510	186,673	60,149	74,565	-	-	-	-

(注)1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和元年度	228	223	—	228	223
	令和2年度	223	346	—	223	346
個別貸倒引当金	令和元年度	1,210	861	443	767	861
	令和2年度	861	1,051	28	833	1,051
合計	令和元年度	1,439	1,085	443	995	1,085
	令和2年度	1,085	1,398	28	1,057	1,398

(注)当金庫では、自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	元年度	2年度	元年度	2年度	目的使用		その他		元年度	2年度		
製造業	211	211	211	217	1	—	210	211	211	217	—	—
農業、林業	0	1	1	2	—	—	0	1	1	2	—	—
漁業	1	2	2	1	—	—	1	2	2	1	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	114	103	103	152	6	9	108	94	103	152	147	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5	4	4	3	—	—	5	4	4	3	—	—
卸売業、小売業	158	196	196	188	8	12	150	184	196	188	33	8
金融業、保険業	0	0	0	0	—	—	0	0	0	0	—	—
不動産業	426	47	47	44	414	—	12	47	47	44	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
各種サービス	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	0	—	—	—	—	—	0	—	—	—	—	—
宿泊業	107	99	99	121	0	—	107	99	99	121	21	—
飲食業	5	15	15	38	0	—	5	15	15	38	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	52	44	44	49	6	1	46	43	44	49	8	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	2	2	2	105	—	—	2	2	2	105	—	—
その他のサービス	33	49	49	41	—	4	33	45	49	41	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	90	84	84	85	2	—	88	84	84	85	5	—
合計	1,210	861	861	1,051	443	28	767	833	861	1,051	217	8

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

16. 信用リスク削減手法に関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、信用リスク・アセット額の算出にあたり、一定の要件を満たす担保、保証等について、一定の範囲で削減額を資産から控除することにより、信用リスク・アセット額を軽減することが出来る手法のことです。

なお、お客様から担保・保証をいただく際には、説明義務を果たす一方で、融資に際しては過度に担保・保証に依存しない審査に努めております。

当金庫では、以下の手法を採用しております。

1. 適格金融資産担保

定期預金及び定期積金を担保としている貸出金について、担保額を信用リスク削減額としております。担保額については貸出債権残高を上限とし、定期預金は元金、定期積金は掛込残高の範囲内としております。

2. 貸出金と自金庫預金との相殺

信用リスク削減の計算上、ご融資先毎に担保に供していない預金の一部を貸出債権と相殺しております。相殺に使用する預金の種類は、一定の要件を満たす定期預金及び定期積金としております。

3. 保証

国、地方公共団体、政府関係機関等及び一定以上の格付が適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)について、原資産及び債務者のリスク・ウエイトに代えて当該保証人のリスク・ウエイトを適用しております。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

	適格金融 資産担保		保 証		クレジット・ デリバティブ	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	3,690	3,158	16,353	15,451	—	—
①ソブリン向け	—	—	4,976	4,181	—	—
②金融機関向け	10	10	—	—	—	—
③法人等向け	1,694	1,393	329	330	—	—
④中小企業等・個人向け	1,871	1,662	11,037	10,936	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	40	30	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	74	62	—	—	—	—
⑦3カ月以上延滞等	0	0	9	3	—	—

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

17. 市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、有価証券等の価格、為替等のさまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産(オフバランス資産を含む)の価値が変動し、損失を被るリスクのことをいいます。

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場リスクについて、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより、適正な収益を確保することを基本方針としております。

リスク・ファクターの変動に対しては、的確かつ迅速なリスク判断を行うためにALM委員会を設置し、資産・負債の総合管理を実施しております。具体的には、金利予測を柱に調達と運用の資金計画に対する予測、その予測と実績の差異などを総合的に把握し、市場リスクや流動性リスクを管理しつつ収益機会を的確に捉える方法等を検討し、検討内容については定期的に常勤理事会に報告しております。加えて、リスク管理部署である総務部がリスク量の計測を行っているほか、一定の限度枠が必要と判断される運用商品については枠の設定を行い、その遵守状況をモニタリングするとともに、定期的にALM委員会へ報告しております。

リスク量については、バリュー・アット・リスク(VaR)等により計量化しており、損益に影響を及ぼす可能性のある事象については、シミュレーションを実施し、将来の収益見通しに役立てております。

18. 流動性リスクに関する事項

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により決済資金等必要な資金が確保できなかったり、資金の確保において、通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクのことをいいます。

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、市場での著しく不利な価格での取引を余儀なくされないことがないよう、市場の状況を適切に把握し対応するとともに、資金の調達・運用構造に即した適切かつ安定的な資金繰り体制を整備することを基本方針としております。

日々の資金繰りについては、即時に換金できる流動性の高い資金（支払準備資産）が、預金残高の一定水準以上を維持するよう管理しております。また、緊急時の資金調達手段として、信金中央金庫に資金を預けるなど、十分な支払準備資産を確保し不測の事態に備えております。

19. オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的な事象から生じる損失に係るリスクのことで、事務リスク、システムリスク、法務リスク等のリスクをいいます。

当金庫では、お客さまに安心してお取引いただくために、事務リスクとシステムリスクについては特に重要度の高いリスクであると認識しております。

事務リスクとは、事務処理におけるミスや事故、不正等により損失を被るリスクのことで、システムリスクとは、情報システムの障害または誤作動、システムの不備、災害、不正利用等により損失を被るリスクのことで、

■事務リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、常に事務リスクの所在を把握し、内部規程等の整備や事務指導により厳正な事務管理を行うことを基本方針としております。

多様化、複雑化する業務に適切に対処し、想定される事務リスクを未然に回避するために、規程の整備を図るとともに、業務監査部による臨店監査、営業店による店内検査、主管部署による事務取扱指導、相互牽制チェック体制など万全の内部事務管理を行い、事務の正確性の維持と事故防止に努めております。

■システムリスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、金庫が保有する情報とその情報を保護するシステムについて適切に管理する体制を整備することを基本方針としております。

業務のIT化が進展するなか、情報システムは金庫の業務運営に欠かせない存在です。当金庫は「しんきん共同センター」に加盟しており、システム面において大規模災害にも耐えうる安全性を確保しており、正確で迅速なサービスが可能な体制となっております。情報システムの運用にあたっては、要員の過失や不正利用等を防止する観点から、各種規程、マニュアル等を制定し、これらに即した管理を行っております。また、「情報資産保護に関する基本方針（セキュリティポリシー）」を定め、お客様のデータ保護等に関する管理体制の充実に努めております。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫では、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
オペレーショナル・リスク相当額	521	522

20. 金利リスクに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間の mismatches が存在しているなかで、金利が変動することによって受ける現在価値の変動や将来の収益性に対する影響を指します。

当金庫は、金利リスクに対する定期的な計測・評価を行い、適切な管理を行うことを基本方針としております。金利リスクを適正に把握し、経営体力（自己資本）に応じて一定のリスクをとることにより、適正な収益を確保することを目指しております。

具体的には、一定の金利ショックを想定した銀行勘定の金利リスク量を測定し、ALM委員会で協議、検討するとともに、常勤理事会へ報告するなど、金利リスクのコントロールに努めております。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、貸出金、有価証券、預金等）が、金利ショックにより被るリスク量をみるもので、当金庫では、四半期ごとに Δ EVE（金利変動に対する経済的価値の減少額）をリスク量として算出しております。

また、当金庫では、明確な金利改定間隔がなく、お客様のご要望によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をコア預金と定義し、要求払預金の額の50%相当額を平均2.5年の満期とみなしリスク量を算出しております。

当金庫の Δ EVE は自己資本額の20%を超えておりますが、万一リスクが顕在化した場合でも十分な自己資本が確保されており、自己資本比率の国内基準4%以上を維持すると評価しております。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

（単位：百万円）

IRRBB 1 : 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度
1	上方パラレルシフト	10,469	8,048	997	587
2	下方パラレルシフト	—	—	7	6
3	スティープ化	7,259	6,209		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	1,653	996		
6	短期金利低下	—	—		
7	最大値	10,469	8,048	997	587
		ホ		ヘ	
		令和2年度		令和元年度	
8	自己資本の額	19,405		19,164	

21. 派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当金庫では、当該取引は行っておりません。

22. 証券化エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、投資家として証券化商品への投資を行っており、適格格付機関が付与した格付を参考に、投資適格格付とされるBBB格以上の商品へ投資するなど、元本の安全性に配慮した投資を行っております。

■信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

■種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。
なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

1. 株式会社格付投資情報センター
2. 株式会社日本格付研究所
3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ
4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

■当金庫がオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当金庫では、当該取引は行っておりません。

■当金庫が投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） （単位：百万円）

	令和元年度	令和2年度
証券化エクスポージャーの額	-	-
（i）カードローン	-	-
（ii）住宅ローン	-	-
（iii）自動車ローン	-	-

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く） （単位：百万円）

リスク・ウエイト区分（％）	エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
0％～ 15％未満	-	-	-	-
15％～ 50％未満	-	-	-	-
50％～ 100％未満	-	-	-	-
100％～ 250％未満	-	-	-	-
250％～ 400％未満	-	-	-	-
400％～1, 250％未満	-	-	-	-
1, 250％	-	-	-	-
（i）カードローン	-	-	-	-
（ii）住宅ローン	-	-	-	-
（iii）自動車ローン	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウエイト×4％

ただし、「リスク・ウエイト区分」「エクスポージャー残高」「自己資本の額」はいずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250％」欄の（i）～（iii）は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

当金庫では、当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

当金庫では、当該取引は行っておりません。

23. 株式等エクスポージャーに関する事項

■リスク管理の方針及び手続の概要

当金庫では、株式等について経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としております。

保有する株式については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式等については、財務諸表や運用報告を基にした評価を適宜実施する等、内部規定に基づき適正な運用管理を行っております。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、バリュー・アット・リスク(VaR)法により計測を行い、リスク管理部署である総務部が、金利リスクと併せて管理し、定期的にALM委員会で討議、検討するとともに、常勤理事会へ報告しております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、内部規定及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い適正な処理を行っております。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等 貸借対照表計上額
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価 (償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	令和元年度	—	—	932	684	△247	4	252	—
	令和2年度	—	—	443	444	1	31	30	—
非上場株式等	令和元年度	—	—	167	181	14	14	—	1,661
	令和2年度	—	—	167	190	22	22	—	1,661
合計	令和元年度	—	—	1,100	866	△233	18	252	1,661
	令和2年度	—	—	611	635	23	54	30	1,661

(注)1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

■子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		貸借対照表計上額	時価	差額	
				うち益	うち損
子会社・子法人等株式	令和元年度	10	10	—	—
	令和2年度	10	10	—	—
関連法人等株式	令和元年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
合計	令和元年度	10	10	—	—
	令和2年度	10	10	—	—

(注)時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

■株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

		売却額			株式等償却
		売却益	売却損		
株式等エクスポージャー	令和元年度	477	38	51	117
	令和2年度	489	51	133	—

24. リスク管理債権等の状況

当金庫では、資産の自己査定に基づき貸倒償却並びに貸倒引当金の計上を実施しております。

令和2年度のリスク管理債権の残高は、対前年度末比250百万円増加し、5,065百万円となりました。

「延滞債権」以下の中には、事業を継続している先で、必ずしも回収が困難とはいえない先もあり、すべてが損失につながるものではありません。

リスク管理債権に対しては、厳正に貸倒引当金を計上しているほか、担保や保証によりほとんどが保全されております。

このほか、経営安定化特別積立金15億円が別途積立てられており、更にこれら積立金を含む自己資本総額が194億5百万円となっておりますので、将来においても懸念はないと考えております。

(単体ベース)

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
破綻先債権	79	24
延滞債権	4,165	4,471
3ヶ月以上延滞債権	42	35
貸出条件緩和債権	526	533
リスク管理債権合計(A)	4,815	5,065
貸出金(B)	176,551	181,959
貸出金に占める比率(A)／(B)	2.73%	2.78%
貸倒引当金	1,072	1,385
一般貸倒引当金	223	346
個別貸倒引当金	848	1,038
自己資本額	19,164	19,405
自己資本比率(国内基準)	12.81%	13.34%

(注)1. 貸出金の未収利息のうち、自己査定で「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」に分類した債務者に対するものは、一律資産に不計上としております。

2. 一般貸倒引当金は、過去一定期間の貸倒実績率に基づき計上しております。

3. リスク管理債権の用語解説

(1)破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。

①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続き開始の申立てがあった債務者

②民事再生法の規定による再生手続き開始の申立てがあった債務者

③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者

④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者

⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者

(2)延滞債権とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。

①上記「破綻先債権」に該当する債権

②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金

(3)3ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。

(4)貸出条件緩和債権とは、債務者の再建・支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヶ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。

(5)なお、これらの開示額は担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

(6)実質破綻先・破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額(部分直接償却)しており、その金額は694百万円であります。

25. 金融再生法に基づく開示債権

■金融再生法に基づく資産査定額

令和2年度の正常債権以外の資産査定額は5,131百万円となっておりますが、当金庫の場合には、リスク債権残高に貸出金以外の資産査定額66百万円を加えた金額と等しくなっております。

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,116	1,541
危険債権	3,147	3,021
要管理債権	569	568
金融再生法上の不良債権(A)	4,833	5,131
正常債権	176,801	181,640
合 計 (B)	181,635	186,771
不良債権比率 (A)／(B)	2.66%	2.75%

(注)1. 資産査定の基準

- (1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、民事再生法、会社更生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- (2)危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し契約に従った債権の元本回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
- (3)要管理債権とは、自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。
- (4)正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、要管理債権以外の債権をいいます。
- (5)実質破綻先・破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額(部分直接償却)しており、その金額は694百万円であります。

■金融再生法債権保全状況

令和2年度金融再生法上の不良債権に対する保全状況は79.79%となっております。

なお、不良債権額から担保等保全額を控除した債権額に対する貸倒引当率は51.13%となっております。

(単位:百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度
金融再生法上の不良債権(A)	4,833	5,131
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,116	1,541
危険債権	3,147	3,021
要管理債権	569	568
保全額(B)	3,759	4,094
貸倒引当金(C)	895	1,085
個別貸倒引当金	848	1,038
一般貸倒引当金	46	46
担保・保証等(D)	2,864	3,009
保全率(B)／(A)	77.78%	79.79%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (C)／((A)-(D))	45.45%	51.13%

- (注)1. 貸倒引当金は、個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。
2. 担保・保証等は、自己査定に基づいて算出した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

26. 総代会

■総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。従って、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで当金庫では、会員の総意を適正に反映し充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。従って総代会は、総会と同様、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選考する選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

■総代の選任方法

総代は会員の代表として会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。
(異議があれば申し立てる)

(注)総代候補者選考基準

- ・当金庫の会員であること
- ・地域における信望が厚く、総代として相応しい人
- ・良識をもって正しい判断ができる人
- ・人格・識見に優れ、金庫の理念・使命をよく理解している人
- ・緊密な取引関係を有し、金庫の発展に協力的な人
- ・その他総代候補者選考委員が適格と認めた人

■総代の任期と定数

総代の任期は3年と定められています。

総代の定年は80歳と定められています。

総代の定数は100人以上130人以下で、会員数に応じて選任区域ごとに定められています。

なお、令和3年7月1日現在の総代数は108人で、会員数は30,099人です。

■第106期通常総代会の決議事項(令和3年6月14日開催)

第106期通常総代会において次の事項が付議され、それぞれ原案どおり承認されました。

報告事項 第106期業務報告、貸借対照表および損益計算書の内容報告の件

決議事項 第1号議案 第106期剰余金処分(案)承認の件

第2号議案 会員の除名の件

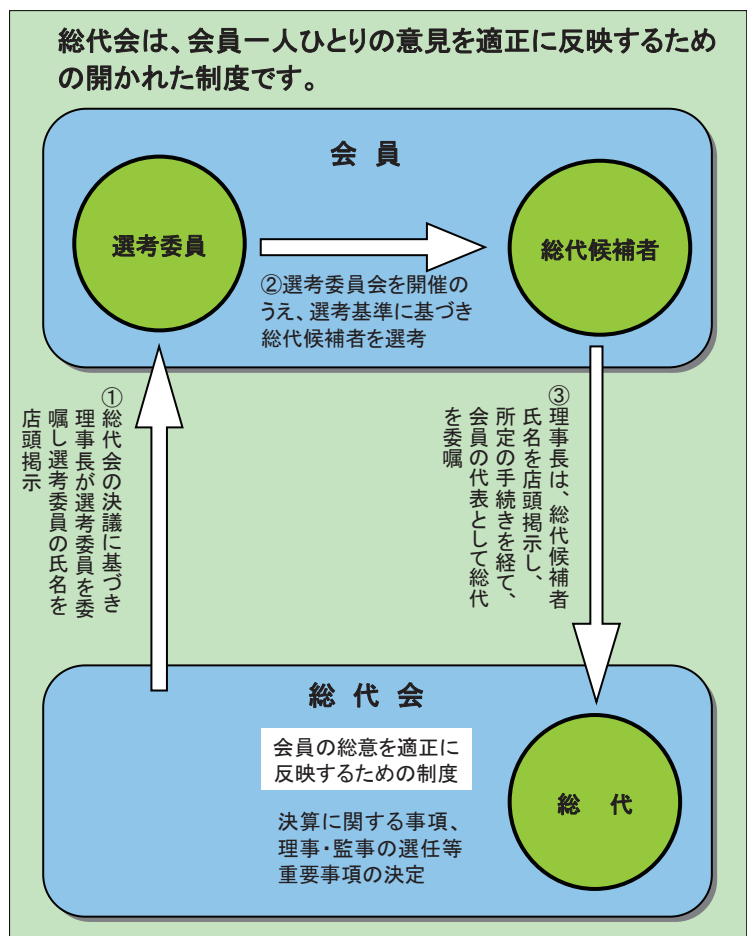
第3号議案 理事全員任期満了に伴う選任の件

第4号議案 監事全員任期満了に伴う選任の件

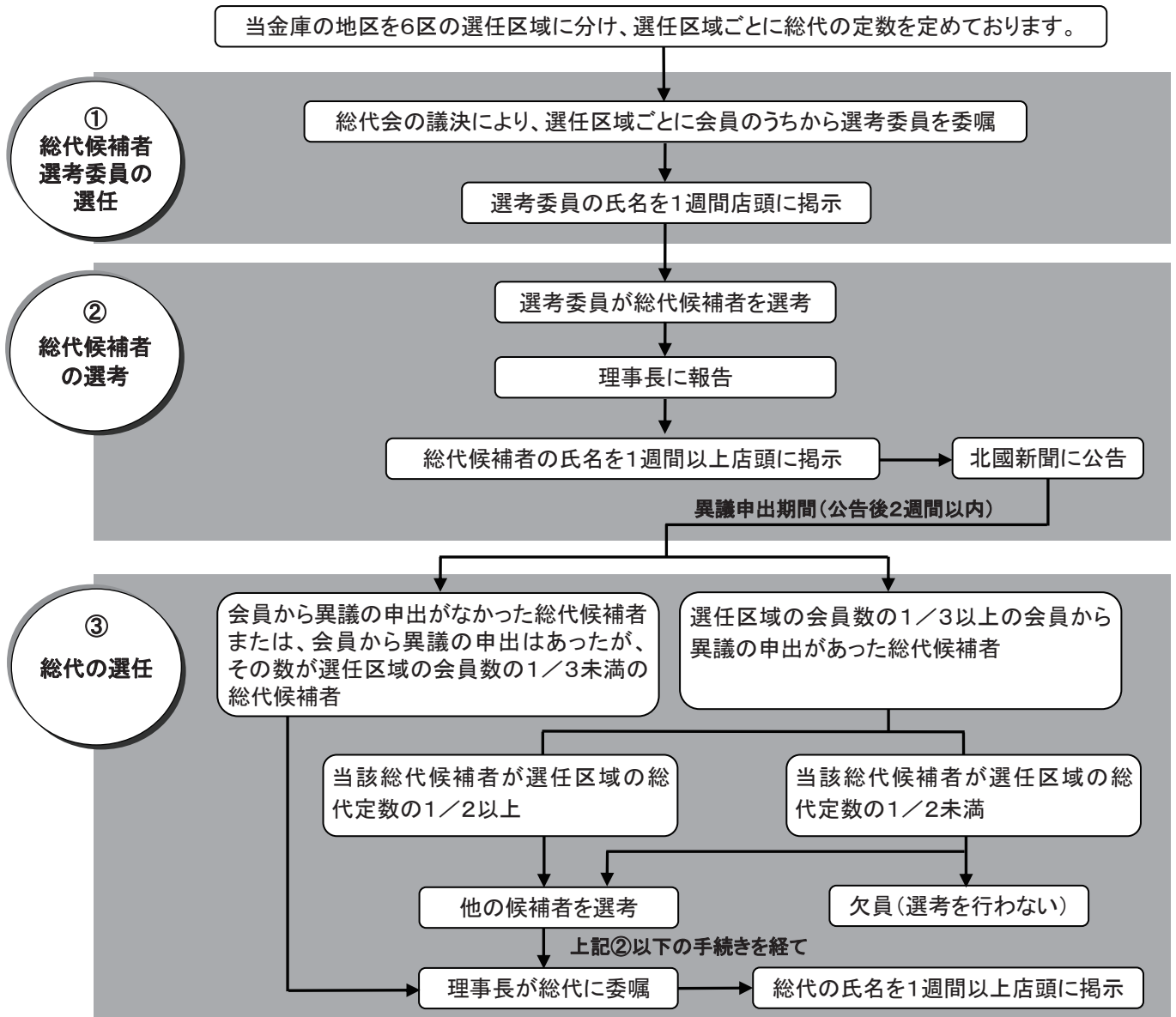
第5号議案 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件

第6号議案 役員賞与支給の件

第7号議案 総代選考委員補充の件



■総代が選任されるまでの手続きについて



※上記フロー図は、当金庫定款において定めている総代選考手続きに基づいております。

【総代名簿】 令和3年7月1日現在

第1区	第2区	第3区	第4区	第5区	第6区	地域を限定 しない総代
佐味 貫義⑥	播摩 正義⑥	端谷 実⑥	杉本 孝司⑥	坂井 陽一⑥	宮崎 豊④	
青木 松雄⑥	所司 久雄⑥	久岡 政治③	中橋 忠博③	重村 徹①	宮下 誠次①	
赤 喜久造①	白井 修①	摩郷 則雄⑤	吉田 信⑥	瀬戸 和夫①	室野 吉雄⑥	家村 静江⑤
今井 富夫①	杉原 省⑥	松本 久男⑥		田内満喜夫⑥	米林 和義③	石田 忠夫④
井村 能尚④	千場 和広③	宮崎 博①	池勝 国博①	高木 益晶①		石野 芳仁⑥
浦部 隆博①	高澤 秀晃⑥	宮本 徹④	表 守活③	田中 泰⑥	徳野 光春④	入井 勝巳④
圓山 寛人③	高澤 良英⑥	谷内 博⑥	長田 健治④	端保 聡①	新田 俊二③	小倉 一夫①
大根 富男④	瀧川 光明③	山口 宗大①	濱田 潔⑤	西村 吉昭⑥	渡辺 晃彦④	神野 正博⑤
勝山 一⑤	田村 行利①		松本 啓志②	苗加 信勝⑤		桑原 了子⑤
壁屋 俊夫⑥	戸田 充①	石川 宣雄⑥	山名 知純⑥	野田 正輝⑥		杉野 哲也③
狩山 賢一④	永江 榮毅⑥	和泉喜久雄⑥	山本 利也⑤	架谷 彰宣①		三宅 徳昌④
川端 充①	中島 忠重①	泉 俊治⑥	吉田 忠司⑥	林田 利平⑥		矢野 園子⑤
木下 義隆②	中西 重寛③	今本 進③		久安 常信①		
古玉 栄治④	中村 明⑥	上杉 幸⑤	市山 勉⑥	藤澤 忠男③		
笹川修次郎⑥	橋本 秀和⑥	加茂野寛人⑥	上出 正博⑥	的場 定志⑤		
佐原 博之②	羽部 敏徳④	寺岡 一夫⑥	黒保 直治①	三浦 雅博⑥		

※氏名の後の数字は総代への就任回数

【総代の属性等別構成比】

職業別：法人・法人代表者97%、個人事業主、個人3%

年代別：70代以上54%、60代27%、50代16%、40代2%、30代1%

業種別：卸売業、小売業30%、製造業23%、建設業18%、運輸業6%、医療、福祉4%、不動産業4%（上位6業種）

（注）業種別の構成比は法人・法人代表者及び個人事業主に限る

27. 役職員の報酬体系

■対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。

また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰勞金】

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。また、理事会の決定により、退職慰勞金の一定の範囲内で退職功勞金を支給できるとしております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金等の支払いに関して、主として次の事項を定めております。

- a. 決定方法 b. 決定時期

(2) 令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	118

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。
2. 上記の内訳は、「基本報酬」87百万円、「賞与」15百万円、「退職慰勞金」16百万円となっております。なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。また、「退職慰勞金」は当年度中に支払った退職慰勞金(過年度に繰り入れた引当金分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰勞引当金の合計額です。
3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号、第4号及び第6号に該当する事項はありません。

■対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はありません。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。なお、令和2年度においては該当する会社はありません。
3. 「同等額」は 令和2年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
4. 令和2年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はありません。

大正 4年	5月24日	無限責任七尾興産信用組合設立 事務所:七尾町大手町7番地
昭和25年	4月 1日	中小企業等協同組合法による信用組合に組織変更
昭和27年	1月12日	信用金庫法による信用金庫に組織変更、能登信用金庫と改称
昭和60年	5月 1日	CI導入
昭和63年	8月 8日	のとしん総合サービス㈱設立
平成 6年	4月 1日	まごころセンターの設置
平成 7年	4月 1日	のとしんカレッジ開校
	4月17日	カジュアルデーの開始に伴い、ボランティア活動の開始
	5月20日	創立80周年記念式典
平成 9年	3月 1日	のとしんセーフティドライブ(NSD)発足
	10月 1日	のとしんホームページ開設
平成10年	5月 6日	信金大阪共同事務センター加盟
平成11年	3月29日	郵貯ATMとの相互接続取扱開始
	4月 1日	ATM利用手数料還元サービス開始
	6月16日	新理事長就任メッセージ「ふれあい宣言21」発表
	7月 1日	のとしんボランティアーズ発足
平成12年	1月17日	消費税納付用積金「納めま専科」発売
	1月20日	女性サークル「のとしんキャロットクラブ」発足
	3月21日	モバイル・インターネットバンキング取扱開始
	4月 3日	理事長へのひとこと伝言板「きどあいらく」開始
	6月22日	介護支援定期「介護物語」発売
	6月23日	第19回信用金庫PRコンクール(全信懇)のポスター部門で最優秀賞受賞
	9月 1日	第3回全国信用金庫協会「信用金庫社会貢献賞」で「奨励賞」受賞
	10月 2日	執行役員制を導入
	10月 2日	投資信託窓販業務を全店で開始
	12月 1日	ポイントカード「のとしんモットいいもの倶楽部」開始
	12月 4日	しんきんATMゼロネットサービス開始
平成13年	3月 5日	スポーツ振興くじ(toto)当選金払戻し業務を3カ店で開始
	4月 2日	損害保険窓販業務を全店で開始(住宅関連の長期火災保険「しんきんグッドすまいる」)
	6月21日	企業支援部(通称:サポート隊)新設
	8月 7日	自立型人間養成講座「チャレンジマルコポーロ」開始
	11月27日	確定拠出年金運営管理機関に登録
平成14年	2月18日	輪島信用組合の事業譲受けに伴い、輪島支店オープン
	3月18日	個人型確定拠出年金業務取扱開始
	10月 1日	生命保険窓販業務を全店で開始
平成15年	1月20日	西支店を廃止し本店営業部に統合
	3月 5日	第22回信用金庫PRコンクルールの小冊子部門で、コミュニティー誌「にんじん」が最優秀賞受賞 コミュニティー誌「にんじん」が最優秀賞
	3月24日	㈱石川銀行の6店舗の営業を譲受け、「久安支店」「内灘支店」「金沢支店木越出張所」を開設 「内灘支店」「金沢支店木越出張所」を開設
	5月 1日	確定拠出年金制度とポイント制の退職金制度導入
	9月20日	のとしん百鍊塾(能登地区)を開講(金沢地区は11月27日に開講)
	11月 4日	能登信用金庫と共栄信用金庫が合併し「のと共栄信用金庫」としてスタート 「しんきんインターネットバンキング」取扱開始 テレビ会議システム導入
平成16年	2月 2日	「しんきん法人インターネットバンキング」取扱開始
	3月 6日	第23回信用金庫PRコンクルールのポスター部門で「合併告知ポスター(6種類)」が最優秀賞受賞
	5月20日	のとしんビジネスクラブの設立
平成17年	2月10日	のとしんエンゼルプラン策定
	3月 1日	多子家族応援定期預金「子宝1000」発売 公庫提携型住宅ローン「フラット35」発売 債務一本化ローン「まとめ上手」発売
	4月19日	七尾市に七尾美術館の美術収集基金として1千万円を寄付
	5月 6日	他行庫カードによる振込業務受付を開始
	5月23日	本店新築開店
	6月 1日	石川県プレミアム・パスポート事業の協賛企業に第1号で登録
	6月17日	CSR推進室の設置 「のとしんふるさと基金」の設立
	8月15日	「がん保障特約付住宅ローン」、「おまとめリフォーム」発売
	9月15日	本部組織を2本部制(管理本部、営業本部)とし、事務管理部を新設
	11月16日	大林理事長秋の国家褒章「黄綬褒章」受章
平成18年	2月 8日	「子どもの笑顔を育む運動」開始 全店舗「子ども110番の家」制度に参加
	5月17日	児童・生徒の通学路における交通安全活動を開始
	8月18日	プレミアム・パスポート事業「子育てにやさしい店金賞」を受賞
	9月11日	石川県ワークライフバランス企業知事表彰を受賞
	10月11日	本店に「縁結びist」交流サロン・サテライト七尾の開設
	10月24日	飲酒運転撲滅宣言式を実施
	11月 6日	良川支店、鹿西支店、能登島支店の3店舗を廃止
	11月20日	「県民育児の日」応援定期預金「だんらん300」発売
平成19年	3月 8日	退職金専用定期預金「新生活物語」発売
	4月 6日	能登半島復興キャンペーン『負けるな!能登半島』の取組み開始
	5月 8日	能登半島復興応援定期預金『負けるな!能登半島』に係る義援金1千万円を石川県に贈呈
	10月29日	しんきん北陸トライネットATMサービス開始
	12月 4日	全店舗に補聴器と簡易筆談器を設置
	12月12日	飲酒運転撲滅運動のセレモニー実施し、全店舗にアルコール検知器を設置

平成20年	1月 4日	子育て応援定期積金『こども未来』発売
	1月15日	子育て家族に対する「振込手数料」無料化開始
	2月20日	金沢地区統括部に「チーム・サポート」を新設
	2月21日	環境保全活動支援型商品「エコ・サポートローン」発売
	3月17日	「人材育成優良企業知事表彰」を受賞
	3月19日	いしかわ事業者版環境 ISO 登録証の受領
	4月 1日	“環境保全活動”支援定期預金の発売 “能登の森づくり”定期預金 森づくりファンド『やまもり』 “いしかわ家庭版環境 ISO”応援定期預金 『エコ宣言！500』
	4月21日	がん・医療保険の取扱開始 「きてくだま葉書」キャンペーン実施（～6月30日）
	5月 1日	「企業の森づくり推進事業」で石川県と協定締結
	6月 6日	「いしかわの木づかい応援住宅ローン制度」協賛
	6月21日	「第1回石動山の森づくり」実施
	7月11日	ISO14001 認証取得
	7月28日	輪島支店移転新築オープン
	8月18日	ふるさといしかわ子育て応援定期預金「だんらん500」再発売
	9月16日	のとしん悠々倶楽部会員向け団体傷害保険「シニア倶楽部」取扱開始
	10月12日	「第2回石動山の森づくり」実施
	11月25日	しんきん携帯電子マネーチャージサービス開始
平成21年	1月22日	夜間の交通事故防止を図る「ヘッドライト・チェンジ運動推進大会」開催
	4月 1日	“運転免許証自主返納者”専用定期預金「運転卒業宣言」の発売
	5月 1日	「環境学習講座等協定調印式」開催
	5月 7日	環境学習講座開始（七尾市・中能登町の全18小学校）
	5月18日	しんきん傷害保険付定期積金「えがお未来」の発売
	7月13日	かしま支店移転新築オープン
	9月13日	野球部「天皇賜杯第64回全日本軟式野球」に出場
	10月 1日	「標準傷害保険」取扱開始
	10月26日	フリーローン『心配無用！』発売
	11月16日	「第1回児童環境学習活動発表会」開催
	11月27日	金融円滑化特別委員会の設置
平成22年	2月 2日	能登地区統括部の新設
	4月 1日	融資部と債権管理部を融資管理部に統合
	6月 1日	ふるさと文化応援定期預金 長谷川等伯 再発見ファンド『等伯』発売
	6月10日	子育て応援普通預金『まなざし』発売
	6月23日	平成22年度「児童環境学習講座」開始（七尾市・中能登町の小学校）
	6月30日	「ふるさと石川環境保全功労者表彰」にて「環境保全貢献企業」として知事表彰を受賞
平成23年	1月 4日	第47回のとしん懸賞品付定期預金「ふるさと三昧'11～静岡からのお取り寄せ～」発売
	1月26日	3カ年の中期経営計画の発表
	3月12日	「長谷川等伯ふるさと調査シンポジウム」開催
	3月17日	「エコドライブ優良事業所表彰」受賞
	3月28日	東日本大震災緊急融資の取扱開始
	4月 7日	「東日本大震災チャリティバザー」開催
	5月11日	景品ポイント制度「モットいいもの倶楽部」でポイント募金取扱開始<東日本大震災被災地宛>
	6月27日	“しんきんiネット震災復興支援定期積金”発売
	6月28日	省エネ生活応援定期預金『節電礼讃』発売
	7月 1日	省エネ住宅ローン『節電礼讃』<利息還元制度>取扱開始
	7月 3日	第1次東日本大震災ボランティア派遣
	7月 7日	のとしんアグリローン発売
	10月17日	野々市支店移転新築オープン、移転新築オープン記念定期預金『絆』発売
	11月 1日	「事業者版ソーラーローン」発売
	12月21日	「いしかわ事業者版環境 ISO 優良活動表彰」を受賞
平成24年	1月10日	「統括本部」「管理本部」「営業本部」の三本体制に組織改正 融資管理部と企業支援部を融資管理部に統合、業務推進部を業務部に変更
	2月17日	「石動山の森づくり」で「第1回いしかわエコデザイン賞2011」を受賞
	2月22日	のとしんビジネスローン『躍進』取扱開始
	2月28日	石川県七尾美術館に長谷川等誉筆「涅槃図」を寄贈
	6月18日	景品ポイント制度において（財）いしかわ子育て支援財団への寄付取扱開始
	6月20日	「石動山の森づくり活動」が第15回信用金庫社会貢献賞「特別賞」受賞
	8月27日	店舗統廃合（金沢中央支店、川原町支店にんじん館出張所）実施
		しんきんiネット東日本大震災子ども応援定期積金発売
平成25年	1月28日	「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定書交付
	8月 1日	東日本大震災子ども応援定期積金Ⅱ発売
	10月22日	いしかわエンゼルマーク運動への登録
平成26年	1月 6日	NISA（小額投資非課税制度）取扱開始
	2月10日	ビジネスローン『躍進』再発売
	3月28日	のとしんビジネスクラブ設立10周年記念式典
	4月25日	職域サポート制度の導入
	5月15日	大相撲応援定期預金発売
	10月29日	定期積金「飛躍」発売
	11月 1日	「第1回のとしまの松林再生活動」実施
平成27年	1月21日	「のとしん女性会」発足（チームカトレア8名、チームなでしこ7名）
	2月23日	応対コンクール100 本選開催
	5月20日	『あすなろ基金』設立準備委員会発足
	5月23日	のと共栄信用金庫創立100周年記念講演会及び記念式典
平成27年	6月13日	第1回能登よさこい祭りで“のとしん舞遊人”が大賞を受賞（～14日）

29. 店舗のごあんない

金融機関コード：1442

令和3年7月1日現在
(現金振込、通帳繰越は令和3年8月予定)

店番	店舗名	〒	所在地	電話番号	FAX番号	ATMコーナー稼働			現金振込	通帳繰越
						平日	土曜	日・祝		
001	本店営業部	926-8601	七尾市 桧物町35番地	0767-52-3450	0767-53-6764	○	○	○	○	○
002	羽咋支店	925-0035	羽咋市 本町コ86番地の2	0767-22-1144	0767-22-1147	○	○	○	○	○
003	高浜支店	925-0141	羽咋郡 志賀町 高浜町ク60番地の48	0767-32-1177	0767-32-3274	○	○	○	○	○
004	富来支店	925-0446	羽咋郡 志賀町 富来地頭町8の204番地の1	0767-42-1127	0767-42-1850	○	○	×	○	○
008	川原町支店	926-0053	七尾市 上府中町ソ部3番地の1	0767-53-2229	0767-53-3748	○	○	○	○	○
009	津幡支店	929-0323	河北郡 津幡町 津幡ハ7番地の1	076-289-4151	076-289-4179	○	○	○	○	○
010	かしま支店	929-1721	鹿島郡 中能登町 井田め25番1	0767-76-1144	0767-76-1709	○	○	○	○	○
011	鳴和支店	920-0804	金沢市 鳴和二丁目1番5号	076-252-6255	076-252-6257	○	○	○	○	○
012	押水支店	929-1343	羽咋郡 宝達志水町 小川武部89番地の1	0767-28-4444	0767-28-4445	○	×	×	×	○
013	七塚支店	929-1172	かほく市 松浜イの65番地3	076-283-4646	076-283-4647	○	×	×	×	○
014	鹿北支店	929-2124	七尾市 白浜町76番地	0767-68-3755	0767-68-3750	○	×	×	○	○
015	和倉支店	926-0173	七尾市 石崎町ヨ部70番地の104	0767-62-4646	0767-62-4648	○	○	○	○	○
019	穴水支店	927-0027	鳳珠郡 穴水町 宇川島ソの72番地	0768-52-1110	0768-52-1537	○	×	×	○	○
020	宇ノ気支店	929-1126	かほく市 内日角四丁目14番地	076-283-3955	076-283-3957	○	○	○	○	○
022	輪島支店	928-0001	輪島市 河井町17部30番地4	0768-22-0263	0768-22-5767	○	○	○	○	○
023	久安支店	921-8164	金沢市 久安三丁目397番地	076-242-1406	076-242-2396	○	○	○	○	○
024	内灘支店	920-0271	河北郡 内灘町 宇鶴ヶ丘四丁目1番地260	076-286-4222	076-286-0354	○	○	○	○	○
032	竪町支店	920-0997	金沢市 竪町83番地の1	076-261-5188	076-261-5124	○	○	○	○	○
033	野町支店	921-8031	金沢市 野町二丁目4番6号	076-242-3610	076-242-8317	○	×	×	×	○
034	西部支店	920-0043	金沢市長田二丁目24番36号	076-263-0311	076-263-0310	○	×	×	×	○
035	野々市支店	921-8811	野々市市 高橋町18番18号	076-246-3721	076-246-6008	○	○	○	○	○
036	森本支店	920-3114	金沢市 吉原町ハ31番1	076-258-0159	076-258-4371	○	○	○	×	○
037	八日市支店	921-8063	金沢市 八日市出町812番地	076-240-2181	076-240-7988	○	×	×	○	○
039	杜の里支店	920-1167	金沢市 もりの里二丁目97番地	076-233-2262	076-233-2172	○	○	○	×	○

七尾まごころセンター	926-8601	七尾市 桧物町35番地	0767-52-3450	0767-53-6114
七尾西まごころセンター	926-0173	七尾市 石崎町ヨ部70番地の104	0767-62-4444	0767-62-4648
羽咋まごころセンター	925-0035	羽咋市 本町コ86番地の2	0767-22-1144	0767-22-1147
河北まごころセンター	929-1126	かほく市 内日角四丁目14番地	076-283-3955	076-283-3957
金沢東まごころセンター	920-3114	金沢市 吉原町ハ31番1	076-258-0159	076-258-4371
金沢南まごころセンター	921-8164	金沢市 久安三丁目397番地(久安支店内)	076-244-7737	076-244-3896
金沢西まごころセンター	921-8031	金沢市 野町二丁目4番6号	076-242-3610	076-242-8317

本部	926-8601	七尾市 桧物町35番地	0767-52-3450	0767-52-1305
金沢地区統括部	920-0804	金沢市 鳴和二丁目1番5号	076-253-5111	076-253-5110

30. 店舗外現金自動機コーナーのごあんない

令和3年7月1日現在

	名称	所在地	ATMコーナー稼働			現金振込	通帳繰越
			平日	土曜	日・祝		
七尾市	能登島向田町	七尾市 能登島向田町ろ-1	○	○	○	×	×
	ベイモール	七尾市 小島町 大開地1番78	○	○	○	×	×
	恵寿総合病院	七尾市 富岡町94番地	○	○	×	×	×
	古府町	七尾市 古府町へ部35番地3	○	○	○	○	○
	ロッキー七尾店	七尾市 古府町か31番地1	○	○	○	×	×
	小丸山	七尾市 藤橋町申55番地1	○	○	○	○	○
	公立能登総合病院	七尾市 藤橋町ア部6番4	○	○	×	○	×
	国立病院機構七尾病院	七尾市 松野町ハ部3番地の1	○	×	×	○	×
羽咋市	タント	七尾市 奥原町上ノ部133番地	○	○	○	×	×
	公立羽咋病院	羽咋市 的場町 松崎24番地	○	○	×	×	×
羽咋郡	ロッキー羽咋店	羽咋市 石野町口53	○	○	○	×	×
	アスク	羽咋郡 志賀町 富来領家町甲26番地	○	○	○	×	×
	ロッキー志賀の郷	羽咋郡 志賀町 末吉 鶺鴒3-1	○	○	○	×	×
鹿島郡	志雄	羽咋郡 宝達志水町 志浦レ186番地	○	×	×	×	○
	アル・プラザ鹿島	鹿島郡 中能登町 井田と部1番地1	○	○	○	×	×
輪島市	能登空港	輪島市 三井町 洲衛10部11番1	○	○	○	×	×
かほく市	イオンモールかほく	かほく市 内日角タ25番	○	○	○	×	×
金沢市	木越	金沢市 木越二丁目15番地	○	○	○	×	○
	JR金沢駅	金沢市 広岡町口1番地	○	○	○	×	×
	イオン金沢店	金沢市 福久町二丁目58番地	○	○	○	×	×

31. 手数料一覧

(令和3年7月1日現在)

1. 為替手数料

(1) 振込手数料

(1件につき)

区 分	振込金額	当金庫宛		他行庫宛	
		自店宛	他店宛	電信扱	文書扱 (注2)
窓口扱い (注1) (個別振込・総合振込)	3万円以上	550円	550円	880円	660円
	3万円未満	330円	330円	660円	440円
ATM 振込・FAX 振込の総合振込	3万円以上	440円	440円	770円	—
	3万円未満	220円	220円	550円	—
自動振込	3万円以上	220円	330円	660円	—
	3万円未満	110円	110円	440円	—
FB・法人IBの総合振込	3万円以上	220円	220円	550円	—
	3万円未満	110円	110円	440円	—
HB・IB・法人IBの資金移動	3万円以上	220円	220円	550円	—
	3万円未満	110円	110円	440円	—

(注1) 窓口扱いの総合振込には、「総合振込依頼書」および「USBメモリ等電子媒体」での利用が該当します。

(注2) 「文書扱」は、「振込通知書」等の付帯物件がある場合のみの取扱いとなります。

■ 次の振込に該当の場合は、振込手数料を無料とします。(ATM振込は対象外です)

振込資金	子供の教育資金 (授業料、入学金、受験料に限定)	消費性資金 (事業性資金は対象外)
振込依頼人	子供または親・親権者	プレミアム・パスポート裏面記載の何れかの方 (プレミアム・パスポートの呈示が必要)

※プレミアム・パスポートは「子育てにやさしい企業推進協議会」発行で有効期限内のものに限ります。

(2) 給与振込手数料

(1件につき)

時限区分	振込先区分	手 数 料
所定時限内の受付	当金庫宛	無 料
	他行庫宛(窓口扱い)	220円
	他行庫宛(窓口扱い以外)	110円
所定時限外の受付	当金庫宛 他行庫宛	総合振込扱い (注3)

(注3) 上記(1)表中に記載の総合振込手数料となります。

(3) 送金手数料

(1件につき)

送 金 の 種 類	手 数 料
[当金庫本支店宛] [他行庫宛]	440円
至急扱い	880円
普通扱い	660円

(4) 代金取立手数料

(1枚につき)

代 金 取 立 の 種 類	手 数 料
同一手形交換所内 [当日入金処理が可能な手形・小切手]	無 料
〃 [期日管理が必要な手形・小切手]	220円
同一手形交換所外 [他行庫宛] 至急扱い	880円
〃 〃 普通扱い	660円

(5) その他諸手数料

(1件・1通につき)

種 類	手 数 料
不渡手形・小切手返却料	660円
取立手形組戻料	660円
取立手形窓口呈示料	660円
送金・振込の組戻料	660円
地方税取扱手数料 (県外)	440円
〃 (県内)	無 料

2. ATM利用手数料(入金、出金)

(1回につき)

キャッシュカードの種類	利 用 時 間		手 数 料	手数料
				お借入れ額 またはご返済 額が1万円 以下の場合
信用金庫カード (北陸三県内に 本店を置く信用金庫)	ATM稼働時間内		無 料	無 料
	平日	8:00 ~ 8:45	110円	110円
8:45 ~ 18:00		無 料	無 料	
18:00 ~		110円	110円	
および 北陸銀行のカード	土曜日	9:00 ~ 14:00	無 料	無 料
		14:00 ~	110円	110円
	日曜・祝日	9:00 ~	110円	110円
上記以外の 他行カード	平日	8:00 ~ 8:45	220円	110円
		8:45 ~ 18:00	110円	110円
		18:00 ~	220円	110円
	土曜日	9:00 ~ 14:00	110円	110円
		14:00 ~	220円	110円
	日曜・祝日	9:00 ~	220円	110円

3. 発行手数料

(1) 証明書等発行手数料

種 類	単 位	手 数 料
残高証明書 (監査法人向け発行)	1 通	3,300円
(上記以外)	1 通	550円
融資可能証明書	1 通	11,000円
利息支払証明書	1 通	550円
取引履歴明細表 [A] (依頼日から2カ月以内)	1科目	無 料
取引履歴明細表 [B] (依頼日から2カ月超)	1科目	550円
その他証明書	1 通	440円
債務保証書	1 通	2,200円
質権設定承諾書	1 通	5,500円

(2) 再発行手数料

種 類	単 位	手 数 料
各種カード	1 枚	2,200円
証書・当座預金入金帳	1冊・1枚	2,200円
通帳	1 冊	無 料

4. 用紙代

種 類		単 位	手 数 料
署名鑑登録・変更		1 回	5,500円
小切手帳	署名鑑 印刷なし	1 冊	1,540円
約束手形・為替手形帳	印刷なし	1 冊	770円
小切手帳	署名鑑 印刷あり	1 冊	1,650円
約束手形・為替手形帳	印刷あり	1 冊	880円
自己宛小切手用紙		1 枚	550円
借入専用手形用紙		1 枚	550円

5. 金庫関係手数料

種 類	単 位	手 数 料
貸金庫利用 [小 型]	年 額	6,600円
〃 [中 型]	年 額	9,240円
〃 [大 型]	年 額	13,200円
夜間金庫利用	月 額	4,400円
入金控帳発行	1 冊	6,600円
個人向け国債口座管理	年 額	無 料

6. 両替手数料

(1回につき)

枚数区分	窓口両替手数料	両替機利用手数料
1枚 ~ 50枚	無 料	無 料
51枚 ~ 100枚	330円	無 料
101枚 ~ 300枚	330円	100円
301枚 ~ 1,000枚	660円	200円
1,001枚 ~ 3,000枚	660円	300円
3,001枚以上	660円に1,000枚毎に330円を加算	

※ 3,001枚から4,000枚は990円(660円+330円)となります。

※ 集金の際の両替は、窓口両替手数料の対象となります。

※ 枚数、各種手数料については下記のとおりとなります。

お客様が「持参された紙幣・硬貨の合計枚数」と「持ち帰られる紙幣・硬貨の合計枚数」のいずれが多い方の枚数とし、その枚数に応じた両替手数料となります。

※ 定例的に釣銭用の両替請求があり、両替の代わり金に替えて両替金額と同金額の払戻請求書、小切手等により口座から払戻す場合は、窓口両替手数料の対象となります。

※ 下記の取扱いについては、無料です。

イ)汚損した現金の交換 ロ)記念硬貨の交換 ハ)同一金種への新券両替 ニ)2,000円紙幣への両替

7. 大量硬貨入金手数料

(1回につき)

枚数区分	手 数 料
1枚 ~ 200枚	無 料
201枚 ~ 3,000枚	660円
3,001枚以上	660円に1,000枚毎に330円を加算

※ 3,001枚から4,000枚は990円(660円+330円)となります。

※ 大量硬貨による振込は、大量硬貨入金の対象となります。

8. 信託手数料

種 類	手 数 料
新規契約時	信託金額 × 1.10% (上限55,000円)
追加信託の場合	追加信託金額 × 1.10% (上限33,000円)

※ 当金庫に年金を振込している場合、または信託金が当金庫の口座に入金となる場合には、手数料を20%割引します。

9. 融資関係手数料

種 類		単 位	手 数 料	
不動産担保	新規	設定(事業性資金) (注4)	1 件 ① 3,000万円以下 33,000円 ② 3,000万円超 ~1億円以下 55,000円 ③ 1億円超 77,000円	
		設定(消費性資金)	1 件 33,000円	
	変更	追加設定	1 件	33,000円
		一部抹消	1 件	
極度増減		1 件		
順位変更		1 件		
動産・債権担保	新規設定 (注5)	1 件	33,000円	
	抹 消	1 件	16,500円	
住宅ローン	一部繰上償還	1 件	5,500円	
	一部繰上償還 (固定金利特約期間中)	1 件	33,000円	
	全額繰上償還	1 件	11,000円	
	全額繰上償還 (固定金利特約期間中)	1 件	33,000円	
	固定金利特約 (新規実行時除く)	1 件	11,000円	
有担保消費性資金	一部繰上償還	1 件	5,500円	
	全額繰上償還			
事業性資金	一部繰上償還	1 件	33,000円	
	全額繰上償還			
フラット35の取扱い		1 件	33,000円	
証書貸付条件変更	事業性資金 (注6)	1 件	33,000円	
	消費性資金	1 件	11,000円	
事業者カードローン、一般当座貸越の期限内条件変更		1 件	22,000円	

(注4) 根抵当権設定の場合は、根抵当権極度額を基準とします。

(注5) 動産担保、債権担保を同時に設定する場合は、それぞれの設定が手数料の対象となります。

(注6) 同時に複数の証書貸付の条件変更がある場合は99,000円(3件分)を上限とします。

10. 住宅ローン等取扱手数料

種 類	単 位	手 数 料
住宅ローン取扱手数料 (機関保証付)	1 件	33,000円
(上記以外)	1 件	ご融資金額×0.33% (注7)
全国保証(株)保証付【保証会社手数料】 (注8)	1 件	55,000円

(注7) 手数料の上限を110,000円とします。

(注8) 全国保証(株)保証付住宅ローンの取扱い時は88,000円(33,000円+55,000円)となります。

11. EB利用手数料

種 類	単 位	手 数 料
アンサーサービス	月 額	330円
HB (ホームバンキング) (注9)	月 額	1,100円
FB (ファームバンキング) (注9)	月 額	2,200円
FAX振込	月 額	1,650円
インターネットバンキング	月 額	110円
法人インターネットバンキング	月 額	2,200円
デビットカード端末料	月 額	660円
デビットカード加盟店	1 件	取引金額の2% (上限300円 下限20円)

(注9) HB、FBには別途アンサーサービス契約が必要となります。

12. 開示手数料

開示方法および項目		開示手数料		
窓口 交付	加 算	基本手数料(注10)	1 通	550円
		取引残高情報(注11)	1回につき	1,100円
		取引履歴情報		
	上記以外の情報			
郵送による場合		窓口交付に加算	550円	

※相続預金に関する取引履歴等の情報は、上記開示手数料となります。

(注10) 基本手数料で開示できる基本情報は以下の情報です。

基本情報:「氏名」「住所」「生年月日」「電話番号」「勤務先(勤務先名または職業・電話番号)」

(注11) 取引残高情報で開示できる情報は、「預金残高」「借入残高」「出資金」「国債残高」「投信残高(口数)」です。

13. でんさいネット利用手数料

(1) 月額利用手数料

利用内容区分	手 数 料
〈債権者〉利用限定特約のお客様 (でんさいの発生請求をしない) (注12)	無 料
〈債務者〉としてご利用のお客様 (でんさいの発生請求をする) (注13)	無 料

(注12) でんさいの譲渡、分割譲渡の利用が可能

(注13) でんさいの発生、譲渡、分割譲渡の利用が可能

(2) 各記録請求1件あたりの手数料

手数料の種類	手数料金額(インターネット)		手数料金額(書面)		対象の お客様
	当金庫宛	他行庫宛	当金庫宛	他行庫宛	
発生・譲渡・分割 譲渡等の記録請求	330円		880円	1,100円	記録請求者
口座入金	無 料		無 料		口座名義者
通常開示	無 料		1,100円		開示請求者
特例開示	—————		3,300円		
残高の開示 (残高証明)	—————		4,400円(都度発行方式) 2,200円(定例発行方式)		
その他(注14) (変更 取消等)	330円		2,200円		依頼者

(注14) 変更、決済中止、訂正・回復、支払不能通知、支払不能通知の取り消し

14. その他手数料

種 類	単 位	手 数 料
株式・出資の払込 1,000万円未満	1 件	11,000円
” 3,000万円未満	1 件	22,000円
” 3,000万円以上	1 件	33,000円
口座振替手数料(データ媒体: 帳票)	1 件	220円
(データ媒体: 上記以外)	1 件	110円

○ すべての手数料には、消費税が含まれています。

資料編

目次

< 業績の概要 >

1. 財務諸表

(1)貸借対照表	47～53
(2)損益計算書	54～55
(3)剰余金処分計算書	55
独立監査人の監査報告書謄本	56
監査報告書謄本	56

2. 預金業務

(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金 その他の預金の平均残高	57
(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及び その他の区分ごとの定期預金の残高	57

3. 融資業務

(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	57
(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の 残高	57
(3)①担保の種類別の貸出金残高	57
②担保の種類別の債務保証見返額	58
(4)用途別の貸出金残高	58
(5)預貸率の期末値及び期中平均値	58
(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に 占める割合	58

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高	59
(2)有価証券の種類別の残存期間別残高	59
(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高	59
(4)預証率の期末値及び期中平均値	59

5. 時価情報

(1)有価証券	59～60
(2)金銭の信託	61
(3)デリバティブ取引	61

6. 経営内容

(1)経常収益	62
(2)経常利益	62
(3)当期純利益	62
(4)出資総額及び出資総口数	62
(5)純資産額	62
(6)総資産額	62
(7)預金積金残高	62
(8)貸出金残高	62
(9)有価証券残高	62
(10)単体自己資本比率	62
(11)出資に対する配当金	62
(12)職員数	62
(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務 純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解 約損益を除く)	62・63
(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の 平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	63
(15)受取利息及び支払利息の増減	63
(16)利益率	63

< 連結情報 >

1. 金庫及び子会社等の概況

(1)主要な事業内容及び子会社等の概要	64
(2)子会社等の状況	64
(3)事業の概況	64

2. 財産の状況

(1)財務諸表	65～73
(2)経営内容	74
(3)リスク管理債権等の状況	74
(4)連結セグメント情報	74

3. 自己資本充実の状況(連結に関する事項)

.....	74～79
-------	-------

業 績 の 概 要

1. 財務諸表

(1)貸借対照表

(資産の部)

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (令和2.3.31現在)	令和2年度 (令和3.3.31現在)
(資産の部)		
現 金	5,656,748	3,929,361
預 け 金	76,638,505	106,606,701
金 融 機 関 貸 付 等	—	—
買 入 金 銭 債 権	611,658	1,126,920
金 銭 の 信 託	—	—
有 価 証 券	67,610,588	82,117,773
国 債	5,177,200	8,081,800
地 方 債	19,126,328	20,866,533
社 債	27,960,520	31,491,807
株 式	942,801	702,960
そ の 他 の 証 券	14,403,737	20,974,672
貸 出 金	176,551,883	181,959,540
割 引 手 形	674,721	276,367
手 形 貸 付	6,005,183	4,277,608
証 書 貸 付	150,311,573	161,549,175
当 座 貸 越	19,560,405	15,856,389
そ の 他 の 資 産	1,820,325	1,791,747
未 決 済 為 替 貸 付	48,841	40,159
信 金 中 金 出 資	1,400,600	1,400,600
前 払 費 用	4,434	3,910
未 収 収 益	219,467	235,601
そ の 他 の 資 産	146,982	111,476
有 形 固 定 資 産	2,541,294	2,524,716
建 物	570,238	554,961
土 地	1,646,410	1,656,029
リ ー ス 資 産	112,649	116,065
建 設 仮 勘 定	—	—
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	211,995	197,660
無 形 固 定 資 産	104,020	90,995
ソ フ ト ウ ェ ア	77,231	55,572
リ ー ス 資 産	—	8,707
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	26,788	26,715
繰 延 税 金 資 産	521,674	348,536
債 務 保 証 見 返	4,958,162	4,713,820
貸 倒 引 当 金	△1,085,584	△1,398,529
(うち個別貸倒引当金)	(△861,769)	(△1,051,968)
資 産 の 部 合 計	335,929,276	383,811,585

(負債及び純資産の部)

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (令和2.3.31現在)	令和2年度 (令和3.3.31現在)
(負債の部)		
預 金 積 金	310,151,470	325,427,362
当 座 預 金	3,533,434	4,620,850
普 通 預 金	117,023,605	138,962,812
貯 蓄 預 金	232,187	193,570
通 知 預 金	4,464,532	2,887,539
定 期 預 金	173,927,663	168,263,752
定 期 積 金	9,229,499	8,704,232
そ の 他 の 預 金	1,740,547	1,794,604

借 用 金	4 5 7, 3 2 6	3 2, 6 1 5, 9 9 2
借 入 金	4 5 7, 3 2 6	3 2, 6 1 5, 9 9 2
そ の 他 負 債	6 7 4, 0 3 6	7 2 9, 2 6 9
未 決 済 為 替 借 用 金	8 0, 5 8 2	8 2, 7 4 5
未 払 費 用 金	2 5 2, 3 1 8	2 5 5, 0 0 1
給 付 補 填 備 金	3, 9 4 1	3, 1 6 3
未 払 法 人 税 等	1 0, 3 8 4	3 6, 8 2 0
前 受 収 益	2 1, 7 5 9	1 4, 0 2 3
払 戻 未 済 金	9, 0 5 5	4, 0 6 1
職 員 預 り 金	9 5, 6 8 7	1 1 0, 4 1 4
リ ー ス 債 務	1 1 4, 6 0 1	1 2 6, 9 0 3
資 産 除 去 債 務	1 1, 6 3 0	1 1, 0 8 0
そ の 他 の 負 債	7 4, 0 7 5	8 5, 0 5 4
賞 与 引 当 金	8 6, 3 0 9	8 5, 0 9 6
役 員 賞 与 引 当 金	9, 7 2 7	9, 3 3 7
退 職 給 付 引 当 金	3 2 9, 0 3 0	3 3 4, 9 6 6
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2 0 1, 7 8 9	2 1 8, 8 6 2
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	8, 1 3 7	8, 1 2 8
偶 発 損 失 引 当 金	2 1, 4 2 4	2 2, 4 9 6
債 務 保 証	4, 9 5 8, 1 6 2	4, 7 1 3, 8 2 0
負 債 の 部 合 計	3 1 6, 8 9 7, 4 1 1	3 6 4, 1 6 5, 3 3 1
(純資産の部)		
出 資 金	7 4 6, 6 5 4	7 4 6, 9 6 3
普 通 出 資 金	7 4 6, 6 5 4	7 4 6, 9 6 3
優 先 出 資 金	—	—
優 先 出 資 申 込 証 拠 金	—	—
資 本 剰 余 金	—	—
利 益 剰 余 金	1 8, 3 1 2, 7 0 0	1 8, 4 3 5, 8 4 5
利 益 準 備 金	7 5 3, 2 8 5	7 4 6, 6 5 4
そ の 他 利 益 剰 余 金	1 7, 5 5 9, 4 1 5	1 7, 6 8 9, 1 9 1
特 別 積 立 金	1 7, 3 2 7, 5 8 0	1 7, 4 2 7, 5 8 0
(経営安定化特別積立金)	(1, 5 0 0, 0 0 0)	(1, 5 0 0, 0 0 0)
当 期 未 処 分 剰 余 金	2 3 1, 8 3 5	2 6 1, 6 1 0
(当 期 純 利 益)	(9 5, 9 1 0)	(1 3 8, 0 4 0)
処 分 未 済 持 分	△ 2	△ 1 7, 7 3 1
会 員 勘 定 合 計	1 9, 0 5 9, 3 5 2	1 9, 1 6 5, 0 7 8
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 2 7, 4 8 8	4 8 1, 1 7 5
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 2 7, 4 8 8	4 8 1, 1 7 5
純 資 産 の 部 合 計	1 9, 0 3 1, 8 6 4	1 9, 6 4 6, 2 5 4
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	3 3 5, 9 2 9, 2 7 6	3 8 3, 8 1 1, 5 8 5

注記事項（令和3年3月期）

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年～50年（税法基準の160%の償却率による） その他 3年～20年
- 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込

額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は694百万円であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、過去の経済ショック時における毀損額や貸倒実績率の増加分を考慮した一定の仮定に基づき追加的な貸倒引当金を計上しております。これに伴う貸倒引当金の計上額は131百万円です。

7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

- ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）

年金資産の額	1,575,980百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649百万円
差引額	△142,668百万円
- ② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月分）

0.223%

③ 補足説明

上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高189,351百万円および別途積立金46,682百万円であります。

本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間19年0カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金41百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込み方式によっております。
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,398百万円

（上記のうち新型コロナウイルス感染症の影響を主因として信用リスクが高まった債務者に対する引当金131百万円）

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、貸倒引当金を追加計上することに至った要因は、新型コロナウイルス感染症が債務者の事業活動に与える影響が出ており、未曾有の経済ショックであることを鑑み、過去の経済ショック時における毀損額や貸倒実績率の増加分を考慮した一定の仮定に基づき追加的な貸倒引当金を計上しております。

新型コロナウイルス感染症による影響は概ね3年間は継続するものと仮定して見積っております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束見込み等に関して、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5,637百万円
16. 子会社等の株式又は出資金の総額 10百万円
17. 子会社等に対する金銭債務総額 67百万円

18. 有形固定資産の減価償却累計額 3,588 百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 24 百万円、延滞債権額は 4,471 百万円、3 ヶ月以上延滞債権額は 35 百万円、貸出条件緩和債権額は 533 百万円であり、合計額は 5,065 百万円であります。
- なお、掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であり、各債権の定義は次のとおりであります。
- (1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 - (2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 - (3) 3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - (4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 276 百万円であります。
21. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- 担保に供している資産
- | | |
|------|------------|
| 有価証券 | 40,968 百万円 |
|------|------------|
- 担保資産に対応する債務はありません。
- 上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,612 百万円を差し入れております。
22. 出資 1 口当たりの純資産額 1,347 円 05 銭
23. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
 - (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。
 - (3) 金融商品に係るリスク管理体制
 - ①信用リスクの管理

当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
 - ②市場リスクの管理
 - (i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。
 - (ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が 10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。
 - (iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。

このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ALM委員会に定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法（保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日（当事業年度の決算日）現在で当金庫の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で2,293百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

（時価の算定方法については（注1）参照）なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。（注2）参照）また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	106,606	107,136	529
(2) 有価証券	81,847	81,814	△32
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	2,799	2,767	△32
その他有価証券	79,047	79,047	—
(3) 貸出金(*1)	181,959	—	—
貸倒引当金(*2)	△1,398	—	—
	180,561	185,549	4,988
金融資産計	369,014	374,500	5,485
(1) 預金積金(*1)	325,427	325,665	238
(2) 借入金(*1)	32,615	32,728	112
金融負債計	358,043	358,393	350

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については25.から26.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注 2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。(単位：百万円)

区 分	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式 (*1)	10
関連法人等株式 (*1)	—
非上場株式 (*1)	248
組合出資金 (*2)	12
合 計	270

(*1) 子会社・子法人等株式、関連法人等株式及び非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注 3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 (単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預け金 (*1)	44,207	48,375	—	4,800
有価証券	1,072	21,579	19,010	29,032
満期保有目的の債券	499	—	1,500	800
その他有価証券のうち満期があるもの	572	21,579	17,510	28,232
貸出金 (*2)	23,604	63,182	48,217	29,363
合 計	68,884	133,137	67,227	63,196

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注 4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 (単位：百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
預金積金 (*)	309,884	15,075	466	—
借入金	32,241	137	156	80
合 計	342,126	15,212	623	80

(*1) 預金積金のうち、要求払預金は「1 年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、26 まで同様であります。

売買目的有価証券 該当なし

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	499	502	2
	社債	—	—	—
	その他	300	301	1
	小 計	799	803	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	2,000	1,963	△36
	小 計	2,000	1,963	△36
合 計		2,799	2,767	△32

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの
 その他有価証券で時価のあるもの

該当なし

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	310	278	31
	債券	36,370	35,791	578
	国 債	1,989	1,925	63
	地方債	14,433	14,171	262
	社 債	19,946	19,694	252
	その他	15,536	15,046	490
	小 計	52,217	51,116	1,100
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	134	164	△ 30
	債券	23,569	23,871	△ 301
	国 債	6,092	6,238	△ 146
	地方債	5,932	5,998	△ 65
	社 債	11,544	11,634	△ 89
	その他	3,125	3,229	△ 103
	小 計	26,829	27,265	△ 435
合 計		79,047	78,382	665

26. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	489	51	133
債券	1,507	37	-
国 債	1,507	37	-
地方債	-	-	-
社 債	-	-	-
その他	2,506	187	2
合 計	4,503	277	136

27. 運用目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

28. 満期保有目的の金銭の信託 (単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額	うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、70,723 百万円であります。このうち契約残存期が 1 年以内のものが 26,502 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産		評価性引当額	△322 百万円
減価償却超過額	126 百万円	繰延税金資産合計	532 百万円
退職給付引当金	92 百万円	繰延税金負債	
貸出金有税償却額	164 百万円	その他有価証券評価差額金	183 百万円
貸倒引当金(有税額)	225 百万円	資産除去債務	0 百万円
賞与引当金	23 百万円	繰延税金負債合計	184 百万円
その他	222 百万円	繰延税金資産の純額	348 百万円
繰延税金資産小計	854 百万円		

(2)損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	(平成31.4.1～令和2.3.31)	(令和2.4.1～令和3.3.31)
経常収益	4,235,546	4,147,806
資金運用収益	3,454,030	3,484,282
貸出金利息	2,692,228	2,619,517
預け金利息	164,900	135,569
有価証券利息配当金	538,200	639,775
その他の受入利息	58,700	89,419
役務取引等収益	464,786	440,868
受入為替手数料	192,084	187,451
その他の役務収益	272,702	253,417
その他業務収益	189,253	61783
外国為替売買益	—	68
国債等債券売却益	186,775	37,995
国債等債券償還益	61	55
その他の業務収益	2,416	23,664
その他経常収益	127,475	160,872
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	21,594	14,527
株式等売却益	38,865	142,060
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	67,016	4,283
経常費用	4,035,389	3,912,842
資金調達費用	81,147	55,902
預金利息	65,686	41,442
給付補填備金繰入額	1,973	1,337
借入金利息	10,667	9,741
その他の支払利息	2,818	3,380
役務取引等費用	355,629	338,158
支払為替手数料	82,297	73,841
その他の役務費用	273,331	264,317
その他業務費用	19,578	4,293
外国為替売買損	41	—
国債等債券売却損	15,953	2,548
国債等債券償還損	1,773	617
国債等債券償却	—	—
その他の業務費用	1,809	1,128
経費	3,085,599	2,991,383
人件費	1,728,812	1,687,683
物件費	1,293,812	1,239,001
税金	62,974	64,699
その他経常費用	493,435	523,104
貸倒引当金繰入額	89,716	340,962
貸出金償却	217,095	8,781
株式等売却損	51,821	134,539
株式等償却	117,589	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	50	50
その他の経常費用	17,162	38,771
経常利益	200,156	234,963
特別利益	23,279	—
固定資産処分益	23,279	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	45,191	14,182
固定資産処分損	2,650	11,296
減損損失	42,541	2,886
その他の特別損失	—	—
税引前当期純利益	178,244	220,780
法人税、住民税及び事業税	22,439	93,584
法人税等調整額	59,894	△10,844
法人税等合計	82,333	82,740
当期純利益	95,910	138,040
繰越金(当期首残高)	135,925	123,570
当期末処分剰余金	231,835	261,610

注記事項（令和3年3月期）

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
 2. 子会社との取引による収益総額 19,166千円
 子会社との取引による費用総額 100,123千円
 3. 出資1口当たりの当期純利益金額 9円22銭
 4. 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	1,950
鹿島郡中能登町		土地	212
鳳珠郡内	事業用資産	土地	723
合計			2,886

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

5. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の影響へ対応する経済対策として導入された「民間金融機関における無利子・無担保融資制度」に伴い自治体から受取る利子補給金は貸出利息として計上しております。

これに伴う貸出金利息の計上額は98百万円です。

(3) 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	(平成31.4.1～令和2.3.31)	(令和2.4.1～令和3.3.31)
当期末処分剰余金	231,835	261,610
積立金取崩額	—	—
特別積立金取崩額	—	—
利益準備金限度超過取崩額	6,630	—
剰余金処分額	114,895	115,195
利益準備金	—	308
普通出資に対する配当金	(年2%) 14,895	(年2%) 14,887
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	100,000	100,000
繰越金(当期末残高)	123,570	146,415

注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

※令和元年度及び令和2年度の貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2の規定に基づき、監査法人の監査を受けております。

令和2年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）の適正性及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

令和3年6月14日

のと共栄信用金庫

理事長

鈴木正俊



独立監査人の監査報告書

のと共栄信用金庫
理事会 御中

令和3年5月19日

太陽有限責任監査法人
北陸事務所

指定有限責任社員
業務執行役員
指定有限責任社員
業務執行役員

公認会計士
公認会計士

尾川 克明
河島 啓太

㊞
㊞

<計算書類等監査>

監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第106期事業年度の剰余金処分案を除く計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び注記並びにその附属明細書（以下、これらの監査の対象書類を「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、金庫から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、金庫は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、信用金庫法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<剰余金処分案に対する意見>

剰余金処分案に対する監査意見

当監査法人は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、のと共栄信用金庫の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第106期事業年度の剰余金処分案について監査を行った。

当監査法人は、上記の剰余金処分案が法令及び定款に適合しているものと認める。

剰余金処分案に対する経営者及び監事の責任

経営者の責任は、法令及び定款に適合した剰余金処分案を作成することにある。

監事の責任は、剰余金処分案作成における理事の職務の執行を監視することにある。

剰余金処分案に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、剰余金処分案が法令及び定款に適合して作成されているかについて意見を表明することにある。

利害関係

金庫と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監事の監査報告書謄本

監査報告書

私たち監事は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第106期事業年度の理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査基準に準拠し、他の監事と意思疎通及び情報の交換を図るほか、監査の方針、監査計画等に従い、理事、内部監査部門その他の職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部・本店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子法人等の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子法人等から事業の報告を受けました。

業務報告に記載されている理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他信用金庫及びその子法人等から成る集団の業務の適正を確保するために必要なものとして信用金庫法施行規則第23条に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（信用金庫法施行規則第33条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る業務報告並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案）及び各々の附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 業務報告等の監査結果

① 業務報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、信用金庫の状況を正しく示しているものと認めます。

② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する業務報告の記載内容及び理事の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月21日

のと共栄信用金庫監事会

常勤監事 室屋 範 夫

㊞

監 事 池 水 龍 一

㊞

監 事 吉 川 外 喜 男

㊞

（注）監事 池水 龍一は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。

2. 預金業務

(1)流動性預金、定期性預金、譲渡性預金、その他の預金の平均残高 (単位：百万円)

		令和元年度	令和2年度
流	動 性 預 金	121,479	140,779
	うち 有 利 息 預 金	109,775	126,680
定	期 性 預 金	191,057	181,991
	うち 固 定 金 利 定 期 預 金	181,203	172,984
	うち 変 動 金 利 定 期 預 金	12	11
そ	の 他	758	821
	計	313,303	323,600
譲	渡 性 預 金	—	—
合	計	313,303	323,600

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの金利が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

(2)固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高

(単位：百万円)

		令和元年度	令和2年度
定	期 預 金	173,927	168,263
	固 定 金 利 定 期 預 金	173,916	168,252
	変 動 金 利 定 期 預 金	11	10
	そ の 他	—	—

3. 融資業務

(1)手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高 (単位：百万円)

		令和元年度	令和2年度
手	形 貸 付	5,935	5,333
証	書 貸 付	149,603	159,190
当	座 貸 越	16,772	15,881
割	引 手 形	674	402
合	計	172,985	180,807

(2)固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高 (単位：百万円)

		令和元年度	令和2年度
貸	出 金	176,551	181,959
	うち 変 動 金 利	57,685	56,690
	うち 固 定 金 利	118,866	125,268

(3)担保の種類別の貸出金残高及び債務保証見返額

①貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		令和元年度	令和2年度
当	金 庫 預 金 積 金	1,273	1,038
有	価 証 券	—	—
動	産	—	—
不	動 産	21,326	21,167
そ	の 他	—	—
	計	22,600	22,206
信	用 保 証 協 会 ・ 信 用 保 険	28,199	45,197
保	証	23,622	19,835
信	用	102,129	94,720
合	計	176,551	181,959

②債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
当 金 庫 預 金 積 金	0	0
有 価 証 券	—	—
動 産	—	—
不 動 産	2,105	2,233
そ の 他	—	—
計	2,105	2,234
信用保証協会・信用保険	—	—
保 証	110	111
信 用	2,741	2,367
合 計	4,958	4,713

(4)使途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	貸出金残高	構 成 比	貸出金残高	構 成 比
設 備 資 金	88,387	50.06%	85,225	46.84%
運 転 資 金	88,164	49.94%	96,733	53.16%
合 計	176,551	100.00%	181,959	100.00%

(5)預貸率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
貸 出 金 (期 末 残 高) (A)	176,551	181,959
預 金 (期 末 残 高) (B)	310,151	325,427
預 貸 率 (A / B)	56.92%	55.91%
期 中 平 均	55.21%	55.87%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

(6)業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

	令和元年度			令和2年度		
	貸出先数	貸出金残高	構 成 比	貸出先数	貸出金残高	構 成 比
製 造 業	399	10,774	6.10%	395	11,888	6.53%
農 業、林 業	68	417	0.23%	65	375	0.20%
漁 業	42	272	0.15%	35	264	0.14%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	0	0.00%	—	—	—%
建 設 業	905	14,349	8.12%	880	16,876	9.27%
電気・ガス・熱供給・水道業	31	662	0.37%	32	721	0.39%
情 報 通 信 業	13	100	0.05%	11	92	0.05%
運 輸 業、郵 便 業	113	3,155	1.78%	111	3,503	1.92%
卸 売 業、小 売 業	615	11,696	6.62%	596	13,035	7.16%
金 融 業、保 険 業	22	5,234	2.96%	20	5,221	2.86%
不 動 産 業	482	23,857	13.51%	479	22,928	12.60%
物 品 賃 貸 業	12	750	0.42%	10	640	0.35%
学術研究・専門・技術サービス業	98	4,427	2.50%	96	4,712	2.58%
宿 泊 業	59	6,789	3.84%	64	6,962	3.82%
飲 食 業	483	5,637	3.19%	514	7,501	4.12%
生活関連サービス業、娯楽業	286	2,734	1.54%	286	3,960	2.17%
教 育、学 習 支 援 業	30	766	0.43%	27	842	0.46%
医 療・福 祉	141	5,355	3.03%	142	5,904	3.24%
そ の 他 サ ー ビ ス	348	8,574	4.85%	338	10,123	5.56%
小 計	4,148	105,557	59.78%	4,101	115,554	63.50%
地 方 公 共 団 体	17	35,106	19.88%	17	32,021	17.59%
個人(住宅・消費・納税資金等)	11,175	35,887	20.32%	10,064	34,383	18.89%
合 計	15,340	176,551	100.00%	14,182	181,959	100.00%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. 有価証券

(1)商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

(2)有価証券の種類別の残存期間別残高

(単位：百万円)

		1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
令和元 年度	国債	—	—	615	—	360	4,201	—	5,177
	地方債	74	2,716	5,178	2,654	—	8,502	—	19,126
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	2,108	3,250	4,238	2,507	8,562	7,292	—	27,960
	株式	—	—	—	—	—	—	942	942
	外国証券	—	—	399	390	2,061	1,748	3,673	8,273
	その他証券	—	173	840	448	3,287	198	1,181	6,129
令和2 年度	国債	—	—	—	—	353	7,728	—	8,081
	地方債	514	3,694	6,244	—	50	10,362	—	20,866
	短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社債	452	4,684	4,657	387	12,172	9,136	—	31,491
	株式	—	—	—	—	—	—	702	702
	外国証券	—	400	716	205	2,114	1,806	9,375	14,619
	その他証券	106	1,009	182	571	3,155	—	1,330	6,355

(3)有価証券の種類別の期末残高及び平均残高

(単位：百万円)

区分	令和元年度		令和2年度	
	期末残高	平均残高	期末残高	平均残高
国債	5,177	5,895	8,081	7,867
地方債	19,126	17,842	20,866	20,187
短期社債	—	—	—	—
社債	27,960	25,916	31,491	30,300
株式	942	1,475	702	960
外国証券	8,273	6,444	14,619	11,599
その他証券	6,129	6,844	6,355	6,339
合計	67,610	64,419	82,117	77,255

(4)預証率の期末値及び期中平均値

(単位：百万円)

		令和元年度	令和2年度
有価証券(期末残高)	(A)	67,610	82,117
預金(期末残高)	(B)	310,151	325,427
預証率	(A / B)	21.79%	25.23%
	期中平均	20.56%	23.87%

(注) 預金には定期積金を含んでおります。

5. 時価情報

(1)有価証券

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	499	507	7	499	502	2
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	4	4	0	—	—	—
	そ の 他	600	615	15	300	301	1
	小 計	1,104	1,127	22	799	803	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	1,700	1,600	△99	2,000	1,963	△36
	小 計	1,700	1,600	△99	2,000	1,963	△36
合 計		2,804	2,728	△76	2,799	2,767	△32

- (注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

③子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

該当ありません。

④その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	35	31	4	310	278	31
	債 券	37,195	36,446	748	36,370	35,791	578
	国 債	2,771	2,638	133	1,989	1,925	63
	地 方 債	16,364	16,019	344	14,433	14,171	262
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	18,059	17,788	270	19,946	19,694	252
	そ の 他	3,115	3,018	96	15,536	15,046	490
小 計	40,346	39,496	850	52,217	51,116	1,100	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	648	901	△252	134	164	△30
	債 券	14,564	14,703	△139	23,569	23,871	△301
	国 債	2,405	2,433	△27	6,092	6,238	△146
	地 方 債	2,262	2,272	△10	5,932	5,998	△65
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	9,896	9,998	△101	11,544	11,634	△89
	そ の 他	8,975	9,461	△485	3,125	3,229	△103
小 計	24,188	25,066	△877	26,829	27,265	△435	
合 計		64,535	64,562	△27	79,047	78,382	665

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。
 3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表に含めておりません。

⑤時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
子会社・子法人等株式	10	10
関連法人等株式	—	—
非上場株式	248	248
その他の証券・投資事業有限責任組合	12	12
満期保有目的の債券・信用金庫保証付私募債	—	—
合 計	270	270

(2)金銭の信託

①運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和元年度			令和2年度		
取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価	貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

②満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

令和元年度					令和2年度				
貸借対照表計上額	時価	差額		貸借対照表計上額	時価	差額			
		うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの			うち時価が貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が貸借対照表計上額を超えないもの		
—	—	—	—	—	—	—	—		

(注) 上記金銭の信託は、運用対象の一部について時価の算定が出来ないことから、「時価のない商品」と判断されるため、取得原価をもって貸借対照表計上額としております。

③その他の金銭の信託

該当ありません。

(3)デリバティブ取引

- ①金利関連取引、②通貨関連取引、③株式関連取引、④債券関連取引、⑤商品関連取引、⑥クレジットデリバティブ取引

いずれも該当ありません。

6. 経営内容

(1) ～ (12)最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収益	4,538,503	4,314,500	4,105,042	4,235,546	4,147,806
経常利益 (△は経常損失)	589,729	361,614	306,614	200,156	234,963
当期純利益 (△は当期純損失)	420,355	239,987	200,123	95,910	138,040

(単位：百万円、百万口)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
出資総額	765	760	753	746	746
出資総口数	15	15	15	14	14
純資産額	18,873	19,141	19,583	19,031	19,646
総資産額	334,941	337,324	339,421	335,929	383,811
預金積金残高	309,354	311,212	313,123	310,151	325,427
貸出金残高	171,506	174,318	172,007	176,551	181,959
有価証券残高	55,229	51,509	62,016	67,610	82,117
単体自己資本比率	13.66%	13.30%	13.34%	12.81%	13.34%
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	1円	1円	1円	1円	1円
役員数	12人	12人	13人	13人	13人
うち常勤役員数	8人	8人	9人	9人	9人
職員数	229人	223人	219人	212人	210人
会員数	30,317人	30,122人	30,041人	29,926人	30,044人

(注) 単体自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

(13)資金運用収支、役務取引等収支、その他業務収支、業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く)業務粗利益

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
資金運用収支	3,372,883	3,428,380
資金運用収益	3,454,030	3,484,282
資金調達費用	81,147	55,902
役務取引等収支	109,157	102,709
役務取引等収益	464,786	440,868
役務取引等費用	355,629	338,158
その他業務収支	169,674	57,489
その他業務収益	189,253	61,783
その他業務費用	19,578	4,293
業務粗利益	3,651,715	3,588,579
業務粗利益率	1.11%	1.01%

(注) 1. 資金調達費用は、金銭の信託運用見合費用(令和元年度 - 千円、令和2年度 - 千円)を控除して表示しております。

$$2. \text{業務粗利益率} = \frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$$

業務純益

(単位：千円)

	令和元年度	令和2年度
業 務 純 益	598,189	500,860
実 質 業 務 純 益	593,520	623,606
コ ア 業 務 純 益	424,410	588,720
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	346,024	491,595

- (注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)
業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含みません。また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。
2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。
3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益
国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

(14)資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘

①資金運用収支の内訳

(単位：百万円、千円)

	平均残高		利 息		利 回 り	
	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度	令和元年度	令和2年度
資金運用勘定	326,394	352,919	3,454,030	3,484,282	1.05%	0.98%
うち貸出金	172,985	180,807	2,692,228	2,619,517	1.55%	1.44%
うち預け金	87,175	92,870	164,900	135,569	0.18%	0.14%
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	64,419	77,255	538,200	639,775	0.83%	0.82%
資金調達勘定	314,001	339,612	81,147	55,902	0.02%	0.01%
うち預金積金	313,303	323,600	67,660	42,779	0.02%	0.01%
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	480	15,782	10,667	9,741	2.21%	0.06%

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(令和元年度161百万円、令和2年度169百万円)及び金銭の信託平均残高(令和元年度－百万円、令和2年度－百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(令和元年度－百万円、令和2年度－百万円)及び利息(令和元年度－千円、令和2年度－千円)を、それぞれ控除して表示しております。

②資金利鞘

	令和元年度	令和2年度
資金運用利回	1.05%	0.98%
資金調達原価率	0.99%	0.88%
総資金利鞘	0.06%	0.10%

(15)受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	令和元年度			令和2年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	104,850	△106,053	△1,203	235,649	△205,397	30,251
うち貸出金	37,308	△99,907	△62,599	113,321	△186,032	△72,711
うち預け金	△17,624	△14,163	△31,787	8,314	△37,645	△29,331
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	75,457	13,790	89,247	106,299	△4,724	101,575
支 払 利 息	△628	△26,327	△26,954	11,003	△36,248	△25,245
うち預金積金	481	△26,138	△25,657	1,361	△26,242	△24,881
うち借入金	△916	48	△868	9,444	△10,370	△926

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分する方法で算出しております。

(16)利益率

	令和元年度	令和2年度
総資産経常利益率	0.05%	0.06%
総資産当期純利益率	0.02%	0.03%

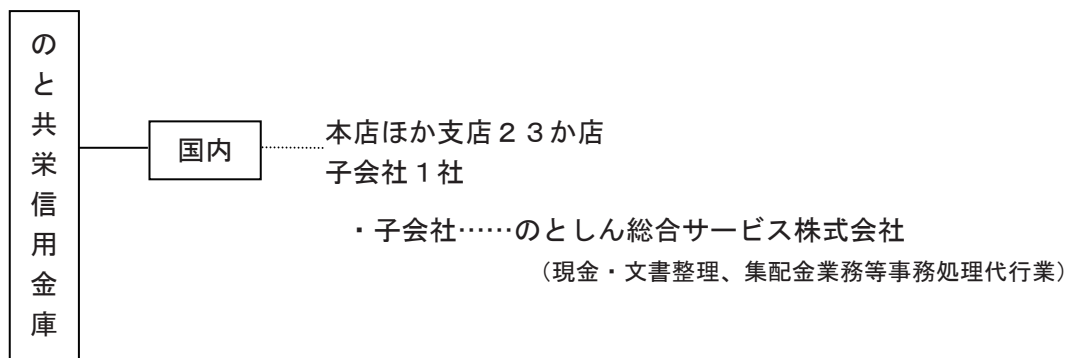
(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

連 結 情 報

1. 金庫及び子会社等の概況

(1) 主要な事業内容及び子会社等の概要

当金庫グループは、当金庫と子会社1社で構成され、信用金庫業務を中心に事務処理代行業務などの金融サービスを提供しております。



(2) 子会社等の状況

名 称	のとしん総合サービス株式会社
所 在 地	七尾市国分町井部2番地
資 本 金	10,000千円
主 要 業 務 内 容	現金の集配・整理、文書の整理・保管、特定先の集配金、事業用動産・不動産の管理、火災保険証券の集中管理、個人ローン及び事業資金の債権書類保管・管理、ATM管理、決算書（取引先）の入力、個人ローンの延滞管理、為替集中業務、重要用紙の管理、出資金の管理、代位弁済請求事務、印鑑登録事務、口座振替依頼書管理、カードローン事務、その他事務集中業務
設 立 年 月 日	昭和63年8月8日
当 金 庫 の 議 決 権 比 率	100%
子 会 社 等 の 議 決 権 比 率	0%

(3) 事業の概況

当金庫と子会社「のとしん総合サービス株式会社」の連結決算を実施しました。

連結決算においては、子会社の事業規模が極めて小さいため、親会社であるのと共栄信用金庫の決算に及ぼす影響はごくわずかです。

連結決算の財務内容は、総資産が383,807百万円となり、のと共栄信用金庫単体と比較して3百万円の減少、自己資本合計は19,443百万円で、37百万円の増加となりました。

損益では経常利益は233百万円で、のと共栄信用金庫単体と比較して1百万円の減少、当期純利益も136百万円で1百万円の減少となりました。

また、連結自己資本比率は13.37%となりました。

2. 財産の状況

(1)財務諸表

①連結貸借対照表

(単位：千円)

科 目	令和元年度 (令和2.3.31現在)	令和2年度 (令和3.3.31現在)
(資産の部)		
現金及び預け金	82,295,253	110,536,063
買入金銭債権	611,658	1,126,920
金銭の信託	—	—
商品有価証券	—	—
有価証券	67,602,588	82,109,773
貸出金	176,551,883	181,959,540
外国為替	—	—
その他資産	1,820,325	1,792,837
有形固定資産	2,541,294	2,524,716
建物	570,238	554,961
土地	1,646,410	1,656,029
リース資産	112,649	116,065
建設仮勘定	—	—
その他の有形固定資産	211,995	197,660
無形固定資産	104,020	90,995
ソフトウェア	77,231	55,572
その他の無形固定資産	26,788	35,422
繰延税金資産	524,837	351,655
再評価に係る繰延税金資産	—	—
債務保証見返	4,958,162	4,713,820
貸倒引当金(△)	△1,085,584	△1,398,529
資産の部合計	335,925,927	383,807,794
(負債の部)		
預金積金	310,082,298	325,359,457
譲渡性預金	—	—
借入金	457,326	32,615,992
外国為替	—	—
その他負債	681,270	735,002
賞与引当金	88,959	87,596
役員賞与引当金	11,337	10,947
退職給付引当金	336,141	343,506
役員退職慰労引当金	209,582	226,778
その他の引当金	29,561	30,625
特別法上の引当金	—	—
繰延税金負債	—	—
再評価に係る繰延税金負債	—	—
債務保証	4,958,162	4,713,820
負債の部合計	316,854,637	364,123,725
(純資産の部)		
出資金	746,654	746,963
優先出資申込証拠金	—	—
資本剰余金	—	—
利益剰余金	18,352,125	18,473,660
処分未済持分	△2	△17,731
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
会員勘定合計	19,098,777	19,202,892
その他有価証券評価差額金	△27,488	481,175
繰延ヘッジ損益	—	—
土地再評価差額金	—	—
為替換算調整勘定	—	—
評価・換算差額等合計	△27,488	481,175
新株予約権	—	—
少数株主持分	—	—
純資産の部合計	19,071,289	19,684,068
負債及び純資産の部合計	335,925,927	383,807,794

連結財務諸表の作成方針（令和3年3月期）

1. 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結される子会社及び子法人等・・・子会社 1社
のとしん総合サービス株式会社
 - (2) 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません
2. 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません
3. 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
 - (1) 連結される子会社の決算日
3月末日 1社
4. 連結調整勘定の償却に関する事項
連結される子会社に対する投資とこれに対応する子会社の資本の相殺消去に当たり、差額は発生しておりません。
5. 剰余金処分項目等の取扱いに関する事項
連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した剰余金処分に基いて作成しております。

連結貸借対照表の注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物 20年～50年（税法基準の160%の償却率による） その他 3年～20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」（及び「無形固定資産」）中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）が資産査定を実施し、当該部署から独立した業務監査部（資産査定部署）が査定結果を監査しております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額（部分直接償却）しており、その金額は694百万円であります。
新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、債務者の信用リスクの増大が懸念される状況を踏まえ、過去の経済ショック時における毀損額や貸倒実績率の増加分を考慮した一定の仮定に基づき追加的な貸倒引当金を計上しております。これに伴う貸倒引当金の計上額は131百万円です。
7. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
8. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
また、当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。
 - ① 制度全体の積立状況に関する事項（令和2年3月31日現在）
年金資産の額 1,575,980百万円

年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	1,718,649 百万円
差引額	△142,668 百万円
② 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（令和2年3月分）	0.223 %
③ 補足説明	
上記①の差引額の要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高 189,351 百万円および別途積立金 46,682 百万円であります。	
本制度における過去勤務債務の償却方法は、期間 19 年 0 カ月の元利均等定率償却であり、当金庫は当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金 41 百万円を費用処理しております。	
なお、特別掛金の額は、あらかじめ定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。	
10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。	
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。	
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	
13. 消費税および地方消費税の会計処理は、税込み方式によっております。	
14. 会計上の見積りにより当事業年度に係る財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。	
貸倒引当金 1,398 百万円	
（上記のうち新型コロナウイルス感染症の影響を主因として信用リスクが高まった債務者に対する引当金 131 百万円）	
貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として 6. に記載しております。	
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。なお、個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、貸倒引当金を追加計上することに至った要因は、新型コロナウイルス感染症が債務者の事業活動に与える影響が出ており、未曾有の経済ショックであることを鑑み、過去の経済ショック時における毀損額や貸倒実績率の増加分を考慮した一定の仮定に基づき追加的な貸倒引当金を計上しております。	
新型コロナウイルス感染症による影響は概ね 3 年間は継続するものと仮定して見積っております。	
なお、新型コロナウイルス感染症の収束見込み等に関して、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。	
15. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額	5,637 百万円
16. 子会社等の株式又は出資金の総額	10 百万円
17. 子会社等に対する金銭債務総額	67 百万円
18. 有形固定資産の減価償却累計額	3,588 百万円
19. 貸出金のうち、破綻先債権額は 24 百万円、延滞債権額は 4,471 百万円、3 ヶ月以上延滞債権額は 35 百万円、貸出条件緩和債権額は 533 百万円であり、合計額は 5,065 百万円であります。	
なお、掲げた債権額は貸倒引当金控除前の金額であり、各債権の定義は次のとおりであります。	
(1) 破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。	
(2) 延滞債権とは、未収利息不計上貸出金で、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。	
(3) 3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から 3 月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。	
(4) 貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。	
20. 手形割引は、業種別監査委員会報告第 24 号に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 276 百万円であります。	
21. 担保に供している資産は、次のとおりであります。	
担保に供している資産	
有価証券	40,968 百万円
担保資産に対応する債務はありません。	
上記のほか、為替決済取引等の担保として、預け金 8,612 百万円を差し入れております。	
22. 出資 1 口当たりの純資産額	1,347 円 05 銭

23. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当金庫は、貸出金事業管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的にALM委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、総務部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当金庫は、リスク管理規程・要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定された方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。

総務部において、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的に理事会に報告しております。

(ii)為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、投資している有価証券に内包している変動額を為替相場が10%円高へ進行した場合を想定し、時価の変動額を把握し、管理しております。

(iii)価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、ALM委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、資金運用基準及びリスク管理規程・要領に従い行われております。

このうち、総務部では市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資権限額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。総務部で保有している株式の多くは、値上がりした場合に売却益を計上する目的で保有しており、日々市場環境や保有銘柄の財務内容等をモニタリングしております。

これらの情報は総務部を通じ、理事会及び常勤理事会、ALM委員会に定期的に報告されております。

(iv)市場リスクに係る定量的情報

当金庫では、「有価証券」のうち債券、市場価格のある株式及び投資信託の市場リスク量をVaRにより月次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。

当金庫のVaRは分散共分散法(保有期間1年、信頼区間99%、観測期間5年)により算出しており、令和3年3月31日(当事業年度の決算日)現在で当金庫の市場リスク量(損失額の推計値)は、全体で2,293百万円です。

なお、当金庫では、モデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実行しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

24. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。

(時価の算定方法については(注1)参照) なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません。(注2参照) また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金(*1)	106,606	107,136	529
(2) 有価証券	81,847	81,814	△32
売買目的有価証券	—	—	—
満期保有有価証券	2,799	2,767	△32
その他有価証券	79,047	79,047	—
(3) 貸出金(*1)	181,959	—	—
貸倒引当金(*2)	△1,398	—	—
	180,561	185,549	4,988
金融資産計	369,014	374,500	5,485
(1) 預金積金(*1)	325,427	325,665	238
(2) 借入金(*1)	32,615	32,728	112
金融負債計	358,043	358,393	350

(*1) 預け金、貸出金、預金積金及び借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、公表されている基準価格によっております。

なお、保有区分ごとの有価証券に関する注記事項については25. から26. に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。

また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は、市場金利(LIBOR、スワップレート)を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(LIBOR、スワップレート)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	250
組合出資金(*2)	12
合 計	262

(*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預け金(*1)	44,207	48,375	—	4,800
有価証券	1,072	21,579	19,010	29,032
満期保有目的の債券	499	—	1,500	800
その他有価証券のうち満期があるもの	572	21,579	17,510	28,232
貸出金(*2)	23,604	63,182	48,217	29,363
合計	68,884	133,137	67,227	63,196

(*1) 預け金のうち、期間の定めがないものは含めておりません。

(*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
預金積金(*)	309,884	15,075	466	—
借入金	32,241	137	156	80
合計	342,126	15,212	623	80

(*) 預金積金のうち、要求払預金は「1年以内」に含めております。

25. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」が含まれております。以下、26まで同様であります。

売買目的有価証券

該当なし

満期保有目的の債券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	499	502	2
	社債	—	—	—
	その他	300	301	1
	小計	799	803	3
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	2,000	1,963	△36
	小計	2,000	1,963	△36
合計		2,799	2,767	△32

その他有価証券で時価のあるもの

(単位：百万円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	評価差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	310	278	31
	債券	36,370	35,791	578
	国債	1,989	1,925	63
	地方債	14,433	14,171	262
	社債	19,946	19,694	252
	その他	15,536	15,046	490
	小計	52,217	51,116	1,100
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	134	164	△30
	債券	23,569	23,871	△301
	国債	6,092	6,238	△146
	地方債	5,932	5,998	△65
	社債	11,544	11,634	△89
	その他	3,125	3,229	△103
	小計	26,829	27,265	△435
合計		79,047	78,382	665

26. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

(単位：百万円)

	売却額	売却益	売却損
株式	489	51	133
債券	1,507	37	-
国債	1,507	37	-
地方債	-	-	-
社債	-	-	-
その他	2,506	187	2
合計	4,503	277	136

27. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額
運用目的の金銭の信託	—	—

28. 満期保有目的の金銭の信託

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの
満期保有目的の金銭の信託	—	—	—	—	—

(注)「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの」「うち時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの」はそれぞれ「差額」の内訳であります。

29. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、70,723百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが26,502百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項がつけられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

30. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
減価償却超過額	126 百万円
退職給付引当金	92 百万円
貸出金有税償却額	164 百万円
貸倒引当金(有税額)	225 百万円
賞与引当金	23 百万円
その他	222 百万円
繰延税金資産小計	857 百万円
評価性引当額	△322 百万円
繰延税金資産合計	535 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	183 百万円
資産除去債務	0 百万円
繰延税金負債合計	184 百万円
繰延税金資産の純額	351 百万円

②連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	(平成31.4.1~令和2.3.31)	(令和2.4.1~令和3.3.31)
経常収益	4,236,238	4,152,108
資金運用収益	3,454,070	3,484,322
貸出金利息	2,692,228	2,611,295
預け金利息	164,900	135,569
有価証券利息配当金	538,240	639,815
その他の受入利息	58,700	89,419
役員取引等収益	464,786	440,868
その他業務収益	189,905	61,785
その他経常収益	127,475	165,132
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	21,594	14,527
その他の経常収益	105,881	8,543
経常費用	4,031,587	3,918,684
資金調達費用	81,145	55,900
預金調利息	65,685	41,441
給付補填備金繰入額	1,973	1,337
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	10,667	9,741
その他の支払利息	2,818	3,380
役員取引等費用	355,629	338,158
その他業務費用	19,578	4,293
経費	3,081,798	2,997,227
その他経常費用	493,435	523,104
貸出金償却	217,095	8,781
貸倒引当金繰入額	89,716	340,962
一般貸倒引当金繰入額	△4,668	122,745
個別貸倒引当金繰入額	94,385	218,216
その他の経常費用	186,625	37,076
経常利益	204,651	233,423
特別利益	23,279	—
固定資産処分益	23,279	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	45,191	14,182
固定資産処分損失	2,650	11,296
減損損失	42,541	2,886
その他の特別損失	—	—
税金等調整前当期純利益	182,738	219,240
法人税、住民税及び事業税	24,074	93,611
法人税等調整額	59,453	△10,801
法人税等合計	83,528	82,810
当期純利益	99,210	136,430
非支配株主に帰属する当期純利益	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	99,210	136,430

注記事項（令和3年3月期）

- 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益金額 9円22銭
- 当期において、以下の固定資産等について減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	減損損失
七尾市内	所有不動産	土地	1,950
鹿島郡中能登町		土地	212
鳳珠郡内	事業用資産	土地	723
合計			2,886

減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）、遊休資産については、各々1つの単位でグルーピングを行っております。また、本部、厚生施設等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

遊休資産については、継続的な地価の下落等により投資額の回収が困難と見込まれるため、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき算定しております。

事業用資産については、収益性が著しく低下していることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は土地の正味売却価額であり、土地の正味売却価額は路線価等に基づき査定しております。

③連結剰余金計算書

(単位：千円)

科 目	令和元年度	令和2年度
	(平成31.4.1~令和2.3.31)	(令和2.4.1~令和3.3.31)
(資本剰余金の部)		
資本剰余金期首残高	—	—
資本剰余金増加高	—	—
資本剰余金減少高	—	—
資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
利益剰余金期首残高	18,267,925	18,352,125
利益剰余金増加高	99,210	136,430
親会社株主に帰属する 当期純利益	99,210	136,430
利益剰余金減少高	15,010	14,895
配当金	15,010	14,895
自己優先出資消却額	—	—
利益剰余金期末残高	18,352,125	18,473,660

注記事項

1. 記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

(2)経営内容

①～⑥ 当連結会計年度に係る主要な経営指標等

(単位：百万円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
連結経常収益	4,538	4,314	4,105	4,236	4,152
連結経常利益 (△は経常損失)	598	365	306	204	233
連結当期純利益 (△は当期純損失)	427	243	199	99	136
連結純資産額	18,907	19,178	19,419	19,071	19,684
連結総資産額	334,937	337,320	339,416	335,925	383,807
連結自己資本比率	13.68%	13.32%	13.36%	12.84%	13.37%

(注) 連結自己資本比率は、「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫グループは国内基準を採用しております。

(3)リスク管理債権等の状況

①～④ 連結リスク管理債権

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度
破綻先債権	79	24
延滞債権	4,165	4,471
3ヶ月以上延滞債権	42	35
貸出条件緩和債権	526	533
合計	4,815	5,065

(注) 1. 貸出金の未収利息のうち、自己査定で「破綻先」「実質破綻先」「破綻懸念先」に分類した債務者に対するものは、一律資産に不計上としております。
2. 一般貸倒引当金は、過去一定期間の貸倒実績率に基づき計上しております。

(4)連結セグメント情報

連結会社である「のとしん総合サービス株式会社」の事業は信用金庫業務のみとなっておりますので、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

3. 自己資本充実の状況(連結に関する事項)

■連結の範囲に関する事項

- ①当金庫の連結自己資本比率の算出対象会社(連結グループ)と連結財務諸表規則に基づき連結の範囲に含まれる会社との相違点はありません。
- ②当金庫の連結グループは連結子会社1社で、その名称及び主要な業務の内容は、P. 64をご参照ください。
- ③自己資本比率告示第7条が適用される金融業務を営む関連法人等の該当はありません。
- ④従属業務を専ら営む会社・新たな事業分野を開拓する会社で、連結グループに属していない会社の該当はありません。
- ⑤連結グループ内の資金及び自己資本の移動にかかる制限等は定めておりません。

■自己資本調達手段の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 21をご参照ください。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 21をご参照ください。

■自己資本の構成に関する事項

連結自己資本比率

(単位:百万円)

項目	令和元年度	令和2年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	19,083	19,188
うち、出資金及び資本剰余金の額	746	746
うち、利益剰余金の額	18,352	18,473
うち、外部流出予定額(△)	14	14
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△17
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後少数株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	223	346
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	223	346
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
少数株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	19,307	19,534
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	104	90
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	104	90
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	104	90
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	19,203	19,443
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	143,024	138,900
資産(オン・バランス)項目	137,998	134,135
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,425	△1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,425	△1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オフ・バランス取引等項目	4,917	4,661
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	105	101
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	3	0
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	6,531	6,516
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	149,556	145,416
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	12.84%	13.37%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づく開示を行っております。なお、当金庫グループは国内基準により自己資本比率を算出しております。

■自己資本の充実度に関する事項

信用リスク及びオペレーショナル・リスクの所要自己資本の額

(単位:百万円)

	令和元年度		令和2年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	143,024	5,720	138,900	5,556
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	140,099	5,603	134,690	5,387
(i)ソブリン向け	4,644	185	5,371	214
(ii)金融機関向け	16,746	669	16,156	646
(iii)法人等向け	57,130	2,285	54,271	2,170
(iv)中小企業等・個人向け	38,624	1,544	34,955	1,398
(v)抵当権付住宅ローン	2,545	101	2,410	96
(vi)不動産取得等事業向け	10,894	435	12,518	500
(vii)3か月以上延滞等	272	10	246	9
(viii)その他	9,241	369	8,761	350
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	4,242	169	5,532	221
ルック・スルー方式	4,242	169	5,532	221
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,425	△57	△1,425	△57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	105	4	101	4
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	3	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	6,531	261	6,516	260
ハ. 連結総所要自己資本額(イ+ロ)	149,556	5,982	145,416	5,816

(注) 1. 所要自己資本の額=リスクアセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」「金融機関向け」「法人等向け」においてリスク・ウエイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. オペレーショナル・リスク相当額は、「基礎的手法」により算出しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞}$$

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

■信用リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 24をご参照ください。

■信用リスクに関するエクスポージャーの期末残高

業種別及び残存期間別

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
製 造 業	16,167	17,055	11,273	12,289	4,100	4,299	-	-	35	34
農 業、林 業	475	465	475	465	-	-	-	-	0	-
漁 業	272	264	272	264	-	-	-	-	4	4
鉱業、採石業、 砂利採取業	0	-	0	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	15,540	18,022	14,635	17,122	904	900	-	-	6	6
電気・ガス・ 熱供給・水道業	4,265	5,523	662	721	3,603	4,802	-	-	-	-
情報通信業	616	807	124	115	400	600	-	-	-	-
運輸業、郵便業	4,377	4,678	3,233	3,565	1,103	1,103	-	-	1	6
卸売業、小売業	13,102	14,509	12,208	13,477	800	1,000	-	-	39	40
金融業、保険業	90,425	120,022	5,234	5,221	6,600	6,499	-	-	-	-
不 動 産 業	27,845	26,850	26,308	25,327	1,500	1,500	-	-	19	25
物品賃貸業	808	679	808	679	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技 術サービス業	4,847	4,720	4,427	4,712	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	6,930	7,099	6,930	7,099	-	-	-	-	48	25
飲 食 業	5,741	7,591	5,741	7,591	-	-	-	-	25	13
生活関連サービス 業、娯楽業	2,817	4,223	2,807	4,022	-	200	-	-	24	16
教育、学習支援業	766	842	766	842	-	-	-	-	4	4
医 療、福 祉	5,773	6,269	5,773	6,266	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	8,651	10,309	8,611	10,269	-	-	-	-	13	28
国・地方公共団体等	72,457	76,496	35,106	32,021	37,347	44,461	-	-	-	-
個 人	36,107	34,596	36,107	34,596	-	-	-	-	53	56
そ の 他	18,043	22,522	-	-	3,790	9,199	-	-	-	-
業 種 別 合 計	336,034	383,551	181,510	186,673	60,149	74,565	-	-	276	258
1 年 以 下	87,839	67,668	29,653	22,297	2,179	1,064	-	-	-	-
1 年 超 3 年 以 下	26,310	67,956	11,843	11,595	5,967	8,861	-	-	-	-
3 年 超 5 年 以 下	31,472	33,842	20,369	20,068	10,202	11,708	-	-	-	-
5 年 超 7 年 以 下	24,655	15,128	17,412	13,936	5,481	591	-	-	-	-
7 年 超 10 年 以 下	39,945	61,210	24,870	42,853	11,036	15,255	-	-	-	-
10 年 超	102,015	108,174	76,823	75,488	21,492	27,885	-	-	-	-
期 間 の 定 め の な い も の	23,794	29,571	537	434	3,790	9,199	-	-	-	-
残 存 期 間 別 合 計	336,034	383,551	181,510	186,673	60,149	74,565	-	-	-	-

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、固定資産、その他資産などが含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

※当金庫グループは、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

■リスク・ウエイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウエイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	令和元年度		令和2年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	76,179	—	110,089
10%	—	25,761	—	44,945
20%	2,423	86,090	2,699	84,503
35%	—	7,273	—	6,886
50%	20,627	311	22,952	477
75%	—	42,130	—	37,514
100%	2,314	72,187	2,789	69,998
150%	—	164	—	76
200%	—	—	—	—
250%	—	569	—	618
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合 計	336,034		383,551	

(注)1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウエイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入部分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■業種別の個別貸倒引当金の残高及び貸出金償却の額

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 26をご参照ください。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 27をご参照ください。

■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 27をご参照ください。

■オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 28をご参照ください。

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫グループでは、粗利益をベースに算出する「基礎的手法」を採用しております。

■オペレーショナル・リスク相当額

(単位:百万円)

	令和元年度	令和2年度
オペレーショナル・リスク相当額	522	521

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 29をご参照ください。

■派生商品取引及び長期決済期間取引に関する事項

当該取引は行っておりません。

■証券化エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫グループは「標準的手法」を採用しております。

■証券化取引に関する会計方針

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 30をご参照ください。

■当金庫グループがオリジネーターである証券化エクスポージャーに関する事項

当該取引は行っておりません。

■当金庫グループが投資家である証券化エクスポージャーに関する事項

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウエイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

本開示は、単体における開示内容と同一計数となっております。P. 30をご参照ください。

b. 再証券化エクスポージャー

当該取引は行っておりません。

③保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無及び保証人に適用されるリスク・ウエイトの区分ごとの内訳

当該取引は行っておりません。

■株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

本開示は、単体における開示内容と同一となります。P. 31をご参照ください。

■株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価差額	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	令和元年度	—	—	932	684	△247	4	252	—
	令和2年度	—	—	443	444	1	31	30	—
非上場株式等	令和元年度	—	—	167	181	14	14	—	1,663
	令和2年度	—	—	167	190	22	22	—	1,663
合計	令和元年度	—	—	1,100	866	△233	18	252	1,663
	令和2年度	—	—	611	635	23	54	30	1,663

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか信金中央金庫出資金、投資事業有限責任組合出資持分です。

信用金庫法施行規則に定める開示項目一覧

【単体ベースの開示項目】

1. 金庫の概況及び組織に関する事項

- (1) 事業の組織…………… 9
- (2) 理事及び監事の氏名及び役職名…………… 9
- (3) 会計監査人の氏名又は名称…………… 5 6
- (4) 事務所の名称及び所在地…………… 4 0

2. 金庫の主要な事業の内容…………… 1 2

3. 金庫の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度の事業の概況…………… 1 0
- (2) 直近の5事業年度の主要な事業の状況
 - ① 経常収益…………… 6 2
 - ② 経常利益…………… 6 2
 - ③ 当期純利益…………… 6 2
 - ④ 出資総額及び出資総口数…………… 6 2
 - ⑤ 純資産額…………… 6 2
 - ⑥ 総資産額…………… 6 2
 - ⑦ 預金積金残高…………… 6 2
 - ⑧ 貸出金残高…………… 6 2
 - ⑨ 有価証券残高…………… 6 2
 - ⑩ 単体自己資本比率…………… 2 2・6 2
 - ⑪ 出資に対する配当金…………… 6 2
 - ⑫ 職員数…………… 6 2

(3) 直近の2事業年度の状況

- ① 主要な業務の状況を示す指標
 - 7. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、
実質業務純益、コア業務純益及びコア
業務純益（投資信託解約損益を除く）
…………… 6 2・6 3
 - イ. 資金運用収支、役務取引等収支、及び
その他業務収支…………… 6 2
 - ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の
平均残高、利息、利回り及び資金利鞘
…………… 6 3
 - エ. 受取利息及び支払利息の増減…………… 6 3
 - オ. 総資産経常利益率…………… 6 3
 - カ. 総資産当期純利益率…………… 6 3

② 預金に関する指標

- 7. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金
その他の預金の平均残高…………… 5 7
- イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金
及びその他の区分ごとの定期預金の残
高…………… 5 7

③ 貸出金等に関する指標

- 7. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び
割引手形の平均残高…………… 5 7
- イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの
貸出金の残高…………… 5 7
- ウ. 担保の種類別の貸出金残高及び
債務保証見返額…………… 5 7・5 8
- エ. 用途別の貸出金残高…………… 5 8
- オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の
総額に占める割合…………… 5 8
- カ. 預貸率の期末値及び期中平均値…………… 5 8

④ 有価証券に関する指標

- 7. 商品有価証券の種類別の平均残高…………… 5 9
- イ. 有価証券の種類別の残高…………… 5 9
- ウ. 預証率の期末値及び期中平均値…………… 5 9

4. 金庫の事業の運営に関する事項

- (1) リスク管理の体制…………… 2 1
- (2) 法令遵守の体制…………… 1 6

- (3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化の
ための取組の状況…………… 1 4・1 5
- (4) 金融ADR制度への対応…………… 1 8・1 9

5. 直近の2事業年度における財産の状況

- (1) 貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書
…………… 4 7～5 5
- (2) リスク管理債権の状況
 - ① 破綻先債権該当貸出金…………… 3 2
 - ② 延滞債権該当貸出金…………… 3 2
 - ③ 3ヶ月以上延滞債権該当貸出金…………… 3 2
 - ④ 貸出条件緩和債権該当貸出金…………… 3 2
- (3) 自己資本の充実の状況
 - ① 定性的な開示事項…………… 2 1～3 1
 - ② 定量的な開示事項…………… 2 1～3 1
- (4) 次に掲げるものに関する有価証券の取得価
額又は契約価額、時価及び評価損益
 - ① 有価証券…………… 5 9・6 0
 - ② 金銭の信託…………… 6 1
 - ③ 規則102条第1項第5号に掲げる取引
…………… 6 1
- (5) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額…………… 2 6
- (6) 貸出金償却額…………… 2 6
- (7) 会計監査人の監査を受けている旨…………… 5 5

6. 報酬等に関する事項

- (1) 役職員の報酬体系…………… 3 6
- ※ 代表者の確認署名…………… 5 5
- ※ 金融再生法に基づく開示債権…………… 3 3

【連結ベースの開示項目】

7. 金庫及びその子会社等の概況に関する事項

- (1) 主要な事業の内容及び組織の構成…………… 6 4
- (2) 金庫の子会社等に関する事項…………… 6 4

8. 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項

- (1) 直近の事業年度の事業の概況…………… 6 4
- (2) 直近の5連結会計年度の主要な事業の状況
 - ① 経常収益…………… 7 4
 - ② 経常利益…………… 7 4
 - ③ 当期純利益…………… 7 4
 - ④ 純資産額…………… 7 4
 - ⑤ 総資産額…………… 7 4
 - ⑥ 連結自己資本比率…………… 7 4・7 5

9. 金庫及びその子会社等の直近の2連結会計年度における財産の状況に関する事項

- (1) 連結貸借対照表、連結損益計算書及び
連結剰余金計算書…………… 6 5～7 3
- (2) 金庫及びその子会社等のリスク管理債権の状況
 - ① 破綻先債権該当貸出金…………… 7 4
 - ② 延滞債権該当貸出金…………… 7 4
 - ③ 3ヶ月以上延滞債権該当貸出金…………… 7 4
 - ④ 貸出条件緩和債権該当貸出金…………… 7 4
- (3) 金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況
 - ① 定性的な開示事項…………… 7 4～7 9
 - ② 定量的な開示事項…………… 7 4～7 9
- (4) 事業の種類別の経常収益・経常利益・資産の額
…………… 7 4

10. 報酬等に関する事項

- (1) 役職員の報酬体系…………… 3 6



のと共栄信用金庫

〒926-8601 石川県七尾市松物町35番地

TEL 0767-52-3450(代表) / 54-0593(直通)

FAX 0767-52-1305

E-mail: sousen@notoshin.co.jp

URL: <https://www.shinkin.co.jp/notoshin/>